

諮問庁：公安審査委員会委員長

諮問日：平成15年3月28日（平成15年（行情）諮問第170号）

答申日：平成16年3月12日（平成15年度（行情）答申第682号）

事件名：公安審査委員会が棄却決定及び観察処分決定を行った特定宗教団体に対する審査請求から決定までの規制処分審査記録のうち審査会議録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1ないし5の2欄記載の各文書（以下、これらの文書を併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部又は一部を不開示とした決定については、別表1ないし5の4欄記載の部分を、開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づき、諮問庁に対して開示請求がされた破防法関係文書及び団体規制法関係文書について、諮問庁が、公安調査庁提出に係る文書につき同庁長官に対して移送し、本件対象文書につき下記（1）ないし（6）の各決定（以下「本件各決定」という。）を行ったことについて、本件各決定を取り消し、不開示とされた文書及び不開示とされた部分の開示を求めるものである。

（1）平成13年6月7日付け公安審第47号決定（以下「47号決定」という。）

破防法関係文書のうち、別表1記載の審査会議録を全部不開示としたもの。

（2）平成13年10月31日付け公安審第66号決定（以下「66号決定」という。）

破防法関係文書のうち、別表2記載の文書1-1ないし1-20の一部を不開示としたもの。

（3）平成13年10月31日付け公安審第67号決定（以下「67号決定」という。）

破防法関係文書のうち、別表3記載の文書2-1ないし2-11を不開示としたもの。

（4）平成13年6月7日付け公安審第45号決定（以下「45号決定」という。）

団体規制法関係文書のうち、別表1記載の審査会議録を全部不開示としたもの。

（5）平成13年7月31日付け公安審第55号決定（以下「55号決定」という。）

団体規制法関係文書のうち、別表4記載の文書3-1ないし3-4の一部を不開

示としたもの。

- (6) 平成13年7月31日付け公安審第56号決定(以下「56号決定」という。)
団体規制法関係文書のうち、別表5記載の文書4-1ないし4-88を不開示としたもの。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 47号決定について

47号決定は、審査会議録がある特定の団体に対する規制処分を行うかどうかについて審議・検討した内容等を記載したものであるとして、法5条4号及び5号の不開示情報に該当することを理由とするが、法は、6条において部分開示を、7条において公益上の理由による裁量的開示をそれぞれ規定しており、これらの規定の適用の可能性を一顧だにすることなく全部不開示としたことは、明らかに裁量権の逸脱濫用であり、部分的にせよ、開示されるべきである。

(2) 66号決定について

ア 法6条及び7条の適用について

66号決定は、別紙部分、別添部分、報告書部分の名の下に、実は当該文書の情報内容の核心部分を構成する部分を不開示としている。それらの部分に不開示情報が含まれているであろうことは一概に否定できないが、そうであるならば、法6条の部分開示の規定に沿って、不開示情報のみを墨塗り等の手段によって除いて開示するべきである。また、66号決定は、破防法に基づく規制処分審査事件記録に係るものであるが、同法2条は、「この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものである」と規定しており、その適用に当たっては、特段の透明性が要求されるものと言うべきである。この点を踏まえて、法7条の公益上の理由による裁量開示の規定が適用されるべきである。66号決定は、法6条及び7条の規定の適用に当たって、裁量権を逸脱濫用しており違法であり、取り消されなければならない。

イ 内容が既に公開されている文書について

66号決定において不開示とされた部分を含む行政文書の多くは、本件団体等によってその内容が既に公開されている。したがって、その部分は、慣行として公にされている情報であって、法5条1号に該当しない。また、団体自らの意思又は承認の下で公開されている以上、同条2号には該当しない。また、現に公開されているところ、そのことによって公共の安全と秩序の維持に支障を来したことが立証されていない以上、同条4号には該当しない。また、現に公開されているところ、本件団体の実質上の後継団体に対する団体規制法の適用に当たって支障を来したことが立証されていない以上、同条6号には該当しない。

(ア) 文書 1 - 4 (意見陳述期日通知書) について

本件団体が本件団体名以外の名義で開設したホームページの中で、全文が公開された。

(イ) 文書 1 - 5 (意見陳述期日調書) について

本件団体の弁護士編著の書籍に、本文の全文及び別紙の一部が収録されている。なお、別紙部分の収録が全文でないのは、あくまで紙数の都合によるものであって、本件団体として省略部分の公表を望んでいないからであるなどと解釈されるべきではない。そのことは、文書 1 - 6 (意見陳述期日の出席者についての通知) の中で、本件団体が期日の内容は公開されるべきであると求めていることから、明らかである。

(ウ) 文書 1 - 12 (調書 25 報告書入手調書) について

上記ホームページにおいて、経歴部分を除いて公開された。

(エ) 文書 1 - 13 (調書 26 ~ 27 報告書入手調書) について

調書 26 については、上記ホームページにおいて、経歴部分を除いて公開され、調書 27 については、上記ホームページにおいて、経歴及び団体における立場の部分を除いて公開された。

ウ 弁護士事務所及び破産管財人事務所の住所等について

法 5 条 1 号には、「個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」とあり、弁護士事務所及び破産管財人事務所の住所等は、明らかに事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、同号は適用されない。仮に同号が適用されるとしても、慣行として公にされている情報であって、同号ただし書イの除外規定が適用される。同条 2 号が適用されるとしても、同号の不開示情報に該当しないことも明らかである。いずれにせよ、不開示とする理由は全く存在しない。

エ 資料として添付された平成 8 年版警察白書について

文書 1 - 11 (調書 23 資料入手調書) については、別添白書部分が不開示とされ、法の適用を受ける行政文書には該当しないとの理由が挙げられているが、別添白書部分とは平成 8 年版警察白書である。確かに、行政文書から除かれるものとして、法 2 条 2 項 1 号には、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」が挙げられている。しかし、上記警察白書は既に絶版となっており、現在は販売されていないので、同号には該当しない。

また、ここで問題となっているのは、上記警察白書そのものではなく、破防法に基づき規制処分がどのように行われたかという過程である。法 1 条はその目的を規定しているところ、政府の諸活動の一環たる破防法の規制処分において上記警察白書が利用された場合、その記述内容そのもの以外に、それがどのように利

用されたかという観点から，上記警察白書は，図書館などに置かれている白書一般とは区別される別個の文書とみなされるべきである。さらに，上記警察白書が，仮に現物ではなく一部写しであった場合，どの部分の写しであるか，仮にマーカーが引かれている場合，どの部分に引かれているかということなども独自の情報内容を有している。よって，法2条2項1号には該当しない。

オ 公安調査官の氏名について

66号決定では，文書1-14（調書28～33，36～37，39～43，45～48報告書入手調書（調査書部分を除く））について，公安調査官氏名部分が，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあり，法5条1号に該当するとして不開示にされている。

しかし，破防法34条には，「公安調査官は，職務を行うに当たつて，関係人から求められたときは，その身分を示す証票を呈示しなければならない。」と規定されている以上，公安調査官は，その職務上のことについては氏名等についてのプライバシーの保護は及ばないと解釈されるべきである。そうである以上，法5条1号ただし書きの法令の規定により公にされ，又は公にすることが予定されている情報に該当すると解釈されるべきであり，不開示情報には該当しない。

カ 刑事訴訟記録写しについて

文書1-17（調書53報告書入手調書）については，別添部分が不開示とされたほか，括弧書きにおいて，「（但し，刑事訴訟記録写しについては，訴訟に関する書類であって，刑事訴訟法53条の2により，情報公開法の適用がない。）」と付記されている。

刑事訴訟法53条の2の規定は，訴訟に関する書類及び押収物を当然に保管している検察庁を開示請求先とする場合には，法ではなく刑事確定訴訟記録法の規定によることを定めているに過ぎないのであって，何らかの事情により検察庁以外の行政機関がそれらと同一内容の情報が記された行政文書を保有する場合において当該行政機関を開示請求先とする場合には，当然に法が適用される。公安審査委員会は検察庁とは別の行政機関であり，文書1-17は，本件団体から徴した報告書であるところ，ここで問題となっている刑事訴訟記録写しは，公安審査委員会が検察庁から入手したものではなく（そうであったとしても法の適用を受けると言うべきである。），本件団体から入手したものである。

よって，法の適用がないとした66号決定は，法令の解釈適用を誤っている。

（3）67号決定について

ア 法6条及び7条の適用について

67号決定において全部不開示とされた文書の中に不開示情報が含まれているであろうことは一概に否定できないが，そうであるならば，法6条の部分開示の規定に沿って，不開示情報のみを墨塗り等の手段によって除いて開示するべきで

ある。また、67号決定は、破防法に基づく規制処分審査事件記録に係るものであるが、同法2条は、「この法律は、国民の基本的な人権に重大な関係を有するものである」と規定しており、その適用に当たっては、特段の透明性が要求されるものと言うべきである。この点を踏まえて、法7条の公益上の理由による裁量開示の規定が適用されるべきである。67号決定は、法6条及び7条の規定の適用に当たって、裁量権を逸脱濫用しており違法であり、取り消されなければならない。

イ 内容が既に公開されている行政文書について

67号決定において全部不開示とされた行政文書の中には、本件団体等によってその内容が既に公開されている。したがって、その部分は、慣行として公にされている情報であって、法5条1号に該当しない。また、団体自らの意思又は承認の下で公開されている以上、同条2号には該当しない。また、現に公開されているところ、本件団体の実質上の後継団体に対する団体規制法の適用に当たって支障を来したことが立証されていない以上、同条6号には該当しない。

(ア) 文書2-2(意見書)について

意見書との標題を有する文書はいくつかあるが、67号決定は、意見書との標題を有する文書を一括して全部不開示とした趣旨であると思われる。異議申立人が知る限りにおいて、意見書との標題を有する文書は、平成8年8月7日付け、同年10月29日付け、同年11月5日付け、同月22日付け、同月25日付け及び同年12月16日付けのものがある。

本件団体が、本件団体名以外の名義で開設したホームページの中で、平成8年10月29日付け意見書、同年11月5日付け意見書、同月22日付け意見書、同月25日付け意見書、同年12月16日付け意見書のその1及びその2が、いずれも代理人弁護士の連絡先を伏せ字とした上で、全文が公開されている。なお、平成8年12月16日付けの2通の意見書については、長文であるためその写しを証拠として添付していないが、要求があれば提出に応じる。

また、本件団体の弁護団編著の書籍の中に、平成8年8月7日付け意見書、同年12月16日付けの2通の意見書が、それぞれ代理人弁護士の連絡先を含めて、その目次部分について収録されている。意見書の収録が全文でないのは、同書のまえがきに、出版の目的から資料をできるだけ盛り込むべく努力したが、紙数の関係で全部を収録することは不可能だったとの記載があるとおり、本件団体としては、省略部分の公表を望んでいないなどと解釈されるべきではない。

(イ) 文書2-4(接見禁止一部解除決定)について

異議申立人の知る限りにおいて、平成8年1月17日付けのものが、上記書籍に全文収録されている。

(ウ) 文書2-5(証拠申出書)について

上記ホームページにおいて、代理人弁護士の連絡先を伏せ字にした上で、添付資料を除く本文部分の全文が公開されている。

(エ) 文書 2 - 9 (留置物件 4 4 , 4 9) について

これについては、公開されていることを前提とした上で、「情報公開法の適用を受ける行政文書には該当しない」との不開示理由が付けられているので、公開されていることの立証は不要であろう。

ウ 訴訟に関する書類について

文書 2 - 3 (接見禁止決定一部解除申立), 2 - 4 (接見禁止一部解除決定), 2 - 1 0 (留置物件 3 3) については、「訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法 5 3 条の 2 により情報公開法の適用がない」との不開示理由が付けられている。留置物件 3 3 とは、冒頭陳述書の写しのことである。

刑事訴訟法 5 3 条の 2 の規定は、訴訟に関する書類及び押収物を当然に保管している検察庁を開示請求先とする場合には、法ではなく刑事確定訴訟記録法の規定によることを定めているに過ぎないのであって、何らかの事情により検察庁以外の行政機関がそれらと同一内容の情報が記された行政文書を保有する場合において当該行政機関を開示請求先とする場合には、当然に法が適用される。公安審査委員会は検察庁とは別の行政機関であり、法の適用がないとの 6 7 号決定は法令の解釈適用を誤っている。

また、ここで問題となっている文書は、その由来からしても、本来の意味での訴訟に関する書類ではない。破防法の被請求団体の代表者がたまたま刑事被告人であり接見禁止処分となっていたため、被請求団体として弁明権を全うするには他の方法がないことから、刑事訴訟法上の手続を踏んだに過ぎない。ここで問題となっている文書は、第一義的には破防法の規制処分上発生したものであって、それが刑事訴訟法上のものであるのはあくまで便宜上のことに過ぎない。よって、この点からも、訴訟に関する書類であることを理由とする 6 7 号決定は法令の解釈適用を間違っている。

エ 書籍等について

文書 2 - 9 (留置物件 4 4 , 4 9) については、「情報公開法の適用を受ける行政文書には該当しない。」との不開示理由が挙げられている。留置物件 4 4 とは、小冊子(特定出版社のブックレット)のことであり、留置物件 4 9 とは、官報号外のことである。

確かに、行政文書から除かれるものとして、法 2 条 2 項 1 号には、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」が挙げられている。しかし、ここで問題となっているのは、上記の書籍そのものではなく、破防法に基づき規制処分がどのように行われたかという過程である。法 1 条はその目的を規定しているところ、政府の諸活動の一環たる破

防法の規制処分において上記書籍が利用された場合、その記述内容そのもの以外に、それがどのように利用されたかという観点から、上記書籍は、図書館などに置かれている書籍等とは区別される別個の文書とみなされるべきである。さらに、上記書籍が、仮に現物ではなく一部写しであった場合、どの部分の写しであるか、仮にマーカーが引かれている場合、どの部分に引かれているかということなども独自の情報内容を有している。よって、法2条2項1号には該当しない。

このことは、諮問庁も自覚しているはずである。異議申立人の行った別の開示請求に対する56号決定においては、文書4-55ないし4-61は官報、文書4-16、4-19ないし4-22、4-29ないし4-32、4-36、4-38、4-43、4-49、4-62ないし4-64、4-74は新聞、文書4-17、4-45、4-51、4-53、4-54、4-65は雑誌であるところ、いずれも不開示理由として法5条6号該当性のみが挙げられ、「情報公開法の適用を受ける行政文書には該当しない。」との不開示理由は挙げられていない。

(4) 45号決定について

法は、6条において部分開示を、7条において公益上の理由による裁量的開示をそれぞれ規定しており、これらの規定の適用の可能性を一顧だにすることなく審査会議録を全部不開示としたことは、明らかに裁量権の逸脱濫用である。

部分的にせよ、審査会議録は開示されなければならない。

(5) 55号決定について

ア 総論

55号決定を取り消し、不開示とされた部分のうち、文書3-1(意見聴取期日調書)記載の本件団体の期日出頭者の住所及びその他の出頭者で弁護士でない特定個人の住所を除いた部分の開示を行うことを求める。

イ 文書3-1(意見聴取期日調書)について

(ア) 期日の経過及び内容に関する部分について

不開示とした部分を特定して、一応法6条の部分開示の規定を適用した形になっているが、事実上、全部不開示と同然である。期日の経過及び内容に関する部分の中には、不開示情報が含まれているかも知れないが、その場合には、いわゆる墨塗りによってその部分を除いて開示すればよい。そのような検討をすることなく全部不開示とするのは明らかに裁量権の逸脱濫用である。

団体規制法は、国民の基本的な人権に重大な関係を有するものであり(同法2条)、その手続の透明性には特段の配慮が払われなければならない。例え不開示情報が含まれている場合であっても、法7条の公益上の理由による裁量的開示の規定が適用されなければならない。特に、意見聴取期日調書の基となった意見聴取については、同法16条において公開が明文によって規定されているのであって、当日の傍聴に当たっては会場の収容能力や警備の都合上希望者全員

が傍聴できるわけではないことはやむを得ないとは言え、その内容を後日文書にまとめた意見聴取期日調書については、何人にも開示されるべき公益上の理由があることは明らかである。

55号決定においては、法5条1号に該当するとしているが、上記のとおり、意見聴取期日調書の基となった意見聴取は公開されており、同号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当するので、同号は適用されない。また、意見聴取に参加した公安調査庁と公安審査委員会の職員については、同号ただし書八の公務員の職務遂行の内容に係る部分に該当するので、同号は適用されない。

55号決定においては、法5条2号イ、4号及び6号に該当するとしているが、上記のとおり、意見聴取期日調書の基となった意見聴取は公開されており、いずれも適用されない。

(イ)公安調査庁の期日出頭者のうち慣行として公にされていない職員氏名部分について

55号決定は、個人に関する情報であって、法5条1号に該当するとするが、公安調査庁の期日出頭者の職員氏名については、当時の配信記事において既に報道されており、同号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当するので、同号は適用されない。

ウ 文書3-2(委任状)について

当該委任状における受任者の住所部分については、不開示とされることに異議はないが、委任者の住所部分には異議がある。

55号決定は、個人に関する情報であって、法5条1号に該当するとしているが、委任者の住所については、平成12年2月1日付け官報号外特第2号の14ページにおいて告示されており、同号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当するので、同号は適用されない。

エ 文書3-3(委任状)について

55号決定は、委任者の住所、受任者の事務所所在地及び電話番号部分について、個人に関する情報であって、法5条1号に該当するとするが、委任者の住所については、上記(ウ)のとおりであり、受任者である代理人弁護士の事務所所在地及び電話番号についても、上記官報14ページにおいて告示されており、同号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当するので、同号は適用されない。

(6)56号決定について

ア 総論

56号決定に係る行政文書は例外なく全部不開示とされているが、法6条の部分開示の規定及び7条の公益上の理由による裁量的開示の規定の適用の可能性に

ついて一顧だにしていない点において、明らかに裁量権の逸脱濫用である。なお、計88件の行政文書のうち、文書4-1ないし4-86は、団体規制法に基づき、平成12年1月28日付けで、公安審査委員会が観察処分を行った際の本件団体提出に係る証拠をすべて網羅している以上、全部不開示との決定が下された行政文書について一括して取りまとめたのが56号決定であるとの主張は成り立たない。また、56号決定の別紙において行政文書ごとに不開示の理由が記されているが、各行政文書の名称により容易に推測される性質に応じて、極めて画一的・機械的に理由なるものを掲げているのみであって、法11条の開示決定等の期限の特例の規定を適用したにもかかわらず、各行政文書について、実地に検分した上で決定を下したものと疑念すら抱かせるものである。

イ 本件団体提出に係る証拠について

文書4-1ないし4-86は、本件団体提出に係る証拠であるが、そのうち訴訟に関する書類と称する文書4-7ないし4-12、4-24、4-26及び4-28を除いて、すべての行政文書について、公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠提出等に影響を与え、公安審査委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する旨の不開示理由が挙げられている。

確かに、本件団体としてはできれば秘密にしておきたいが、観察処分の適用を免れるために公務員の守秘義務を信頼してやむを得ず提出した証拠というものもあるであろうし、その部分に限って不開示となるのも理解できなくはない。

しかし、不開示情報が含まれているかどうかについて個別に判断することなく、本件団体提出に係る証拠であることのみをもって、一律に全部不開示とすることは到底許されるものではない。

特に、文書4-16、4-17、4-19ないし4-22、4-29ないし32、4-36、4-38、4-43ないし4-45、4-49、4-51、4-53、4-54、4-62ないし4-65、4-74は、新聞、雑誌、通信社の配信ニュースであり、およそ不開示とすることに何ら正当な理由を見出すことはできない。国会議事録である文書4-55ないし4-61についても、同様である。その他、本件団体の作成に係る行政文書についても、その性質上、宣伝を目的として本件団体自らが公開していたものが多数含まれていることが指摘できる。

ウ 訴訟に関する書類と称する行政文書について

文書4-7ないし4-12、4-24、4-26、4-28、4-87及び4-88について、訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、法の適用がない旨の不開示理由が挙げられている。しかし、同条の規定は、訴訟に関する書類及び押収物を当然に保管している検察庁を開示請求先とする場合には、法ではなく刑事確定訴訟記録法の規定によることを定めているに過ぎないのであ

って、何らかの事情により、検察庁以外の行政機関がそれらと同一内容の情報が記された行政文書を保有する場合において、当該行政機関を開示請求先とする場合には、当然法が適用される。公安審査委員会は検察庁とは別の行政機関であり、また、文書4-7ないし4-12、4-24、4-26、4-28は、公安審査委員会が検察庁から入手したのではなく(そうであったとしても法の適用を受けるものと言うべきである。)、本件団体から入手したものである。よって、56号決定は、法令の解釈適用を間違っている。

(7) 諮問庁の説明に対する反論

ア 法5条2号イ該当性について

諮問庁は、本件対象文書を開示して本件団体の活動拠点とその活動状況及び本件団体構成員の生活状況等が公になれば、その周辺住民が本件団体をその地域から排除しあるいは本件団体構成員が転入するのを阻止すべく反対運動を展開し地方自治体に働きかけるなどして、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報は、公にすれば、本件団体の正当な利益を害するおそれがあるとして、法5条2号イに該当する旨説明している。

しかし、現に行われているあるいはこれまでに行われてきた本件団体に対する周辺住民等による排斥運動には、確かに行き過ぎと思われる点も見られるものの、諮問庁の説明するとおり、本件団体は過去に一連の犯罪行為を組織的に行い、これらの事件の一部については本件団体代表者を初めとする構成員複数を被告人とする刑事裁判が進行中で、本件団体及び構成員の動向が報道される機会が未だ少なくないなど、一般国民が本件団体に対して恐怖感・不安感を抱いている状況にあるとされている状況にあっては、本件団体の活動拠点とその活動状況及び本件団体構成員の生活状況は、公共の利害に関することであって、国民は知る権利を有すると言うべきであり、法7条の公益上の理由による裁量的開示の可能性も最大限追求されるべきである。それでもなお不開示情報が含まれている可能性があることは否定しないが、法6条の部分開示の規定にかんがみ、諮問庁の判断はあまりに機械的かつずさんと言うべきである。

イ 法5条4号該当性について

諮問庁は、本件対象文書を開示して委員等のうちに本件団体に不利益な発言をした者がいることが公になれば、これを聞知した本件団体構成員及びその関係者が委員等の生命・身体・財産等に対して危害を加える危険性があるもので、公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当の理由があり、法5条4号に該当する旨説明している。

しかし、法5条4号を適用して不開示ないし部分開示とされた行政文書の中には、本件団体の交付された文書又は当該文書に記されている委員長、各委員及び

委員補佐による本件団体に不利益な発言がなされた場に本件団体が同席している文書が含まれており、その限りにおいて、諮問庁の主張は全く理由がないと言うべきである。また、それ以外の文書についても、確かに、本件団体は、過去に同団体に不利な裁判をするおそれのある裁判官及び反対運動を展開する住民などを含む不特定かつ多数の者を殺害しようとして、多数人を殺害する事件を引き起こしたものの、本件団体代表者の逮捕等の以後、いわゆる微罪ないし別件での強制捜査は別として、既に8年近くにわたって犯罪行為は行われていないのであって、諮問庁の懸念は杞憂と言うべきである。それでもなお不開示情報が含まれている可能性があることは否定しないが、法6条の部分開示の規定にかんがみ、開示についての諮問庁の判断はあまりに機械的かつずさんと言うべきである。

ウ 法5条5号該当性について

諮問庁は、本件対象文書を開示して委員等のうちに本件団体に不利益な発言をした者がいることが公になれば、今後の公安審査委員会の審査に当たり、委員等において、本件団体及び今後規制処分の対象となる団体に不利益な発言をすれば、当該団体からその生命・身体・財産等に危害を加えられる危険性を認識しながら審査を行わざるを得なくなるもので、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当する旨説明している。

しかし、上記の説明は、法5条4号該当性を前提としているところ、その前提に理由がないことは、上記イのとおりである。

エ 法5条6号該当性について

諮問庁は、本件対象文書は、例えば、本件団体の情報を任意に提供する協力者の存在などの公安調査庁の調査の手法をうかがわせるもの、あるいは本件団体の活動拠点、資金関係及び構成員の生活状況など、未だ国民一般に知られておらず、また関係当事者において国民一般に知られることを望まない事項が含まれているところ、本件対象文書を開示してこれらが公になれば、今後の公安審査委員会の審査に当たり、同庁及び規制処分の対象となる団体において、公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるを得なくなり、その結果、同委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、同委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する旨説明している。

しかし、本件団体はむしろ手続の公開を求めていたのであって、それでもなお不開示情報が含まれている可能性があることは否定しないが、法6条の部分開示の規定にかんがみ、開示についての諮問庁の判断はあまりに機械的かつずさんと言うべきである。

オ 破防法関係文書について

(ア) 審査会議録について

諮問庁は、審査会議録について、会議の日時、出席者の氏名、会議において取り調べた項目及び評議に付した項目等を記録するものであり、公安審査委員会規則 8 条及び公安審査委員会審査会議規程 13 条の定める内容を基本として、審査会議の内容が詳細かつ具体的に記載されている旨説明している。

しかし、確かに審査会議の内容が詳細かつ具体的に記載されている部分については不開示情報が含まれている可能性は否定できないが、最低限、会議の日時及び出席者の氏名並びに会議において取り調べた項目名及び評議に付した項目名については、問題なく開示できるはずである。その余の部分についても、審査会議録は、会議における一連の流れが記載されているものであるから、全体として法 5 条 4 号及び 5 号に該当するもので開示すべき部分はない旨の諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。

(イ) 文書 1 - 1 (委任状) について

諮問庁は、文書 1 - 1 の不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法 5 条 1 号に該当するとしているが、受任者の住所及び電話番号が弁護士事務所であるならば、明らかに事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、法 5 条 1 号には該当しない。

また、諮問庁は続いて、仮に事業を営む個人の当該事業に関する情報であるとしても、本件団体の代理人等の連絡先が明らかになれば、その業務の遂行に悪影響を与える可能性があり、公にすることにより、個人の正当な利益を害するおそれがあるもので、法 5 条 2 号イに該当するとしているが、弁護士事務所の連絡先は一般に公にされているものであって、諮問庁の説明には全く理由がないと言うべきである。

(ウ) 文書 1 - 2 ないし 1 - 4 (意見陳述期日開催決定書等) について

諮問庁は、文書 1 - 2 ないし 1 - 4 について、法 5 条 6 号及び 1 号該当性について説明するが、異議申立書に添付した本件団体のホームページ上での公開に係る意見陳述期日通知書より不開示とされた別紙部分を見るに、処分年月日並びに破産管財人、公安調査官、内閣内政審議室長、法務省刑事局長、警察庁長官及び東京拘置所長の氏名を除いて平成 9 年 2 月 4 日付け官報公示号外特第 2 号の証拠標目一覧表において公表されている情報である。諮問庁は、異議申立人が本件団体のホームページ上で公開されているとして異議申立書に添付した書面は意見陳述期日通知書数通のうちの 1 通のみである旨説明するものの、あとも推して知るべしであろう。そうであるならば、官報において公表されていない情報を除いて、諮問庁の説明は全く理由がないと言うべきである。官報において公表されていない情報についても、破産管財人、内閣内政審議室長、法務省刑事局長、警察庁長官及び東京拘置所長の氏名は明らかに法 5 条 1 号た

ただし書イに該当し、公安調査官の氏名については上記(2)オにおいて主張したことがここでも該当する。また、処分年月日も不開示情報に該当するとは思えないのみならず、既に部分開示決定を受けた報告書入手調書において開示されている。よって、結局のところ、不開示情報は一切含まれていないはずである。

なお、諮問庁は、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとし、実際に支障を来したことの立証までを必要とするものではないと説明するが、現に公開されているながら支障を来していないのであるから、そもそも事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなどないことは、明らかとすべきである。

(エ) 文書 1 - 5 (意見陳述期日調書) について

諮問庁は、法 5 条 2 号イ該当性、同条 4 号該当性、同条 6 号該当性及び同条 1 号該当性について説明し、異議申立書に対する反論もしているが、諮問庁は、書籍で公開された部分については、法 5 条 2 号イに該当せず、その限りで異議申立人の主張には理由があると認めているところ、書籍で公開されている部分が意見陳述期日調書のうちのごく一部のみであるのは、あくまで紙数の都合によるものであって、本件団体としては省略部分の公表を望んでいないからであるなどと解釈されるべきではないことは、既に述べたとおりであるが、諮問庁は有効な反論をなしえていない以上、意見陳述期日調書全体について、法 5 条 2 号イに該当しないことを認めたも同然であると言わざるを得ない。

また、意見陳述期日調書には、本件団体構成員が現に出席しており、また、意見陳述期日調書そのものが本件団体に交付されている以上、法 5 条 4 号には明らかに該当しないと言すべきである。

また、法 5 条 6 号該当性は、同条 2 号イ該当性を前提としているところ、その前提が成り立たない以上、法 5 条 6 号該当性も当然否定されるべきである。

また、役職員の住所及び事務所所在地が法 5 条 1 号に該当しないことについては、既に述べたとおりであるが、更に論拠を付け加えると、本件団体役職員(代表代行)の住所は官報公示された本件団体の主たる事務所の所在地と同一であり、同号ただし書イの法令の規定により公にされた情報でもある。また、代理人弁護士の事務所は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるので、同号には該当せず、さらには同条 2 号イにも該当しないことは、上記(イ)と同様である。

(オ) 文書 1 - 6 (意見陳述期日の出席者についての通知)、1 - 19 (申入書)、1 - 20 (公安審査委員会審査規則 6 条の期日についての意見) について

諮問庁は、上記各文書において、代理人連絡先住所及び電話番号部分を不開

示としたことについて、法5条1号に該当するとし、予備的主張として同条2号に該当するとしているが、これに理由がないことは、上記(イ)と同様である。

(カ) 文書1-7ないし1-18(報告書入手調書又は資料入手調書)について

文書1-7(報告書入手調書)について

報告書部分を全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。また、調書本体部分で不開示とされた参考人事務所所在地部分については、参考人が破産管財人であり、かつ、住所ではなく事務所とされていることから、明らかに事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、法5条1号には該当せず、かつ、事の性質上同条2号イにも該当しないことも明らかである。

文書1-8(報告書入手調書)について

別添部分を全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。また、調書本体部分で不開示とされた関係人生年月日及び住所部分については、関係人が本件団体代表代行であるところ、本件団体代表の生年月日及び居所については官報公示されている以上、それに準じた扱いを受けて然るべきである。

文書1-9(報告書入手調書)について

別添部分を全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。特に、文書の性質上、当然国民に広報されて然るべき内容を多々含んでいるものと思われる。

文書1-10(報告書入手調書)について

別添部分を全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。特に、調書22については、憲法82条において規定されている裁判公開の精神が踏まえらるべきである。

文書1-11(報告書入手調書)について

法の適用があることは上記(2)エで述べたとおりであるが、諮問庁が予備的主張として法の適用があるとしても、法5条6号に該当すると説明しているのは、全く理解に苦しむものである。

文書1-12(報告書入手調書)について

別添部分を全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。また、諮問庁は、ホームページで公開された部分については法5条2号イに該当せず、その限りで異議申立人の主張は理由があると認めているところ、法5条6号該当性は同条2号該当性を前提としているが、その前提が成り立たない以上、同条6号該当性も当然否定されると言うべきである。

文書 1 - 13 (報告書入手調書) について

別添部分を全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。また、諮問庁は、調書 26 について、法 5 条 4 号に該当すると説明するが、問題となっている行政文書は捜査当局の内部文書ではなく、捜査対象となった本件団体自身の作成に係るものであるから、その説明には全く理由がないと言うべきである。また、諮問庁は、ホームページで公開された部分については、法 5 条 2 号イには該当せず、その限りで異議申立人の主張は理由があると認めているところ、法 5 条 6 号該当性は同条 2 号該当性を前提としているが、その前提が成り立たない以上、同条 6 号該当性も当然否定されると言うべきである。

文書 1 - 15 及び 1 - 16 (報告書入手調書) について

報告書部分を全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。

文書 1 - 17 (報告書入手調書) について

上記のうち、調書 26 についてと同様のことが言える。また、諮問庁は、訴訟に関する書類について、検察庁において保管する場合に限定すれば明らかにその趣旨を没却することになるなどと説明するが、いったん国民に交付された書類は自由に取り扱ってよく、実際、本件団体は公安審査委員会にその写しを提出しており、それが今問題となっているのであるが、その取扱いが検察庁の判断に委ねられるというのは、まことにおかしな話である。あるいは、例えば、これまで問題なく開示してきた行政文書の写しは何らかの事件に関係して押収された場合、当該行政文書は訴訟に関する書類として法の適用から外れてしまうのであろうか。そのように考えて行くと、訴訟に関する書類は検察庁において保管する場合に限定するのが合理的と言えよう。

文書 1 - 15 及び 1 - 18 (報告書入手調書) について

報告書部分を全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。

(キ) 文書 2 - 1 (小委員会結果報告) について

諮問庁は不開示理由を縷々説明しているが、全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。

(ク) 文書 2 - 2 (意見書) について

異議申立人は、上記(3)イ(ア)においては、まず、ホームページによるほぼ全文の公開について言及した上で、書籍による目次部分の公開について言及しているのであって、なぜに諮問庁がホームページによる公開を無視しているのか不明であるが、ホームページによる公開を考慮に入れるならば、諮問庁が、書籍で公開された部分については法 5 条 2 号イに該当せず、その限りで異

議申立人の主張は理由があると認めているところ、諮問庁自身が法5条2号イに該当しないと認めざるを得ないであろう部分は結局のところ意見書全文に及ぶと言わざるを得ない。なぜならば、ホームページにおいて伏せ字とされていた部分も書籍において公開されているからである。また、法5条6号該当性は同条2号イ該当性を前提としているところ、その前提が成り立たない以上、同条6号該当性も当然否定されるというべきである。さらにまた、根拠法規こそ違え団体規制という観点からは同種事案である団体規制法関係においては、官報公示された決定書において意見書が全文収録されているのであって、このことから、法5条6号該当性が否定されることは諮問庁自身が認識していると言すべきである。なお、団体規制法関係については、平成15年1月23日付けで新たな決定が出されているところ、その官報公示である同月29日官報号外第17号においても、本件団体が提出された意見書が全文収録されている。

(ケ) 文書2-3および2-4(接見等禁止決定一部解除申立書及び同一部解除決定)について

諮問庁は、上記各文書について、書籍に登載された接見等禁止決定一部解除申立書及び接見等禁止一部解除決定とは異なると指摘しており、書籍に収録された接見等禁止一部解除決定が上記各文書とは異なるとの諮問庁の説明自体は納得のいくものである。

しかし、訴訟に関する書類をめぐる論点については、上記(3)ウで主張したとおりのことが該当する。ただし、そこにおいては、接見等禁止決定一部解除申立書は、本件団体の代理人弁護士の申立てによるものであることを前提として述べたが、実は公安審査委員会の申立てによるものであるので、その旨訂正する。

(コ) 文書2-5(証拠申出書)について

諮問庁は、ホームページ上で公開された部分については、法5条2号イに該当せず、その限りで異議申立人の主張は理由があると認めているところ、同条6号該当性は同条2号イ該当性を前提としているが、その前提が成り立たない以上、同条6号該当性も当然否定されるというべきである。

(サ) 文書2-6(取調決定書)について

諮問庁は、不開示理由をるる説明しているが、全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言すべきである。特に、官報の調書標目一覧表において調書の内容が公開されていることが考慮に入れられるべきである。

(シ) 文書2-7(報告書入手調書及び留置調書(部分開示したものを除く))について

諮問庁は、不開示理由をるる説明しているが、全部不開示とすることについて

での諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。特に、上記各文書の標目のみ(調書本体部分)であっても法5条6号に該当することは、文書1-2ないし1-4の意見陳述期日開催決定書等の別紙部分と同様であるとすると、これでは全く説明不足と言わざるを得ない。

また、諮問庁は、全部不開示とした各文書につき、作成日付や作成名義人を特定しておらず、立証責任を果たしていない。

(ス) 文書2-8ないし2-11(留置物件)について

諮問庁は、不開示理由をるる説明しているが、全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。特に、文書2-8の留置物件48について、諮問庁が本件団体が施設の内容をマスメディアに公開した際の様子を撮影したものであると指摘していることが考慮に入れられるべきである。また、諮問庁は、文書2-11につき、文書を一つ一つ特定しておらず、立証責任を果たしていない。

カ 団体規制法関係文書について

(ア) 審査会議録について

上記オ(ア)と同様のことが言える。

(イ) 文書3-1(意見聴取期日調書)について

書籍での公開に関する部分を除いて、上記オ(エ)と同様のことが言える。

さらに付け加えるならば、上記(5)イにおいても述べたとおり、意見聴取期日は団体規制法16条の規定に基づき公開が定められているところ、諮問庁は何ら有効な反論をなしえていないと言わざるを得ない。なお、情報公開に関する判例においても、会議録閲覧不許可取消請求事件に関する大阪地方裁判所民事第2部昭和55年9月24日判決(確定)は、会議公開の原則の目的を満たすためには、会議の日に傍聴を許すだけでは足りず、傍聴できなかった住民のためにも会議録の閲覧を許すことが必要になること、会議公開の原則の規定は、会議録の閲覧請求を含むものとするのが相当であることを判示していること(判例時報992号36頁)を念のため指摘しておく。

(ウ) 文書3-3及び3-4(委任状)について

諮問庁は、官報に登載されている情報は、委任状自体が掲載されているのではなく、本件団体提出の意見書が決定書の添付書類として掲載されているにとどまり、その内容の真偽も不明なものであるなどと説明する。しかし、委任状にせよ意見書にせよ本件団体が自らその内容を記したものであって、意見の内容の真実性が担保されているわけではないにもかかわらず、そのまま官報において公開されている以上、真偽云々は委任状の公開の可否に何ら消長を来さないと言うべきである。また、委任状自体が官報に掲載されているわけではないにせよ、また、官報に含まれている情報と委任状に含まれている情報とが仮に

同一のものではないにせよ、委任者の住所及び受任者の事務所所在地及び電話番号という性質を有する情報が公開されている以上、仮に法令の規定により公にされている情報ではないにせよ、慣行として公にされている情報に該当すると言うべきである。

(エ) 文書 4 - 1 ないし 4 - 8 6 について

諮問庁は、本件団体が証拠として意見聴取期日に提出した上記各文書について不開示理由をるる説明しているが、全部不開示とすることについての諮問庁の説明は、なお説明責任を果たしていないと言うべきである。

なお、新聞・雑誌の抜粋記事及び通信社の配信ニュースについて、諮問庁は正しくも不開示理由を法の適用を受ける行政文書に該当しないなどと変更することを行っていないが、それにしては、文書 1 - 1 1 (資料入手調書) 及び文書 2 - 9 (留置物件 4 4 及び 4 9) について、法の適用を受ける行政文書には該当しないとの説明を維持しているのは奇妙なことであり、諮問庁の姿勢は極めてずさんかつ不誠実と言うべきである。

(オ) 文書 4 - 8 7 及び 4 - 8 8 (接見等禁止決定一部解除申立書及び同一部解除決定) について

上記各文書については、上記オ(ケ)と同様のことが言える。

キ 結論

よって、諮問庁の説明は、いずれも説明責任を果たしていないか失当ないし誤りであり、取消しを免れない。

情報公開審査会においては、インカメラ審理及びヴォーンインデックスの権限を駆使し、本件対象文書内の証拠説明書等の 1 点 1 点についても、部分開示の範囲を示すべきである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 公安審査委員会の組織運営等

(1) 公安審査委員会の設置の趣旨

破防法は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めることにより、また、団体規制法は、団体の活動として役職員又は構成員が無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定めることにより、いずれも公共の安全の確保に寄与することを目的として定められた(破防法 1 条、団体規制法 1 条)。

公安審査委員会は、国家行政組織法 3 条 2 項の規定に基づいて、公安審査委員会設置法により、破防法及び団体規制法の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行うことを任務として(公安審査委員会設置法 1 条の 3)、法務省の外

局として設置された（同法 1 条の 2）。

（ 2 ）公安審査委員会の組織及び運営

公安審査委員会は、委員長及び委員 6 人をもって組織され（公安審査委員会設置法 4 条）、委員長及び委員は、人格が高潔であって、団体の規制に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するが（同法 5 条 1 項）、3 人以上が同一の政党に属する者となることとなってはならず（同条 4 項）、罷免事由の限定等により身分保障がなされている（同法 7 条、8 条、9 条）。また、委員長及び委員は、独立してその職権を行い（同法 3 条）、委員会は、委員長及び 3 人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができず、委員会の議事は、原則として、出席者の過半数をもって決する（同法 11 条 1 項、2 項）。

2 公安審査委員会の任務等

（ 1 ）破防法及び団体規制法の規制処分の内容

公安審査委員会は、破防法に基づき、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止するなどの処分（以下、「団体活動の制限」という。）をすることができ（同法 5 条 1 項）、団体活動の制限を受け、さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行ったことなどの一定の要件を満たす団体が、継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があり、かつ、団体活動の制限によっては、そのおそれを有効に除去することができないと認められるときは、当該団体に対して、解散の指定を行うことができる（同法 7 条）。

また、公安審査委員会は、団体規制法に基づき、その団体の構成員等が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があることなどの一定の要件に該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下、「観察処分」という。）を行うことができ（同法 5 条 1 項）、その団体の構成員等が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があることなどの一定の要件に該当する場合であって、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるときなどの一定の要件に該当するときは、土地又は建物の新たな取得又は借り受けの禁止などの処分（以下、「再発防止処分」という。）を行うことができる（同法 8 条）。

（ 2 ）破防法に基づく規制処分の審査手続

公安調査庁長官は、公安審査委員会に、処分請求書を提出して、破防法に基づく

規制処分を請求する（破防法 11 条）が、これに先立つ弁明手続において、公安調査庁は、当該団体に対し、処分の請求をしようとする事由すなわち処分の請求の原因となる疑いのある暴力主義的破壊活動の要旨（破壊活動防止法施行規則 2 条）等を知り、これを通知した上（破防法 12 条 1 項）、弁明の期日において、請求の原因となる疑いのある暴力主義的破壊活動の要旨を告げるとともに、これを証明すべき証拠を示し（同施行規則 5 条）、事実及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出する機会を与え（同法 14 条、同施行規則 5 条）、さらに、弁明の期日の経過について調書を作成しなければならない（弁明期日調書、同法 17 条 1 項、同施行規則 11 条）。

公安調査庁長官は、公安審査委員会に提出する処分請求書に、請求の原因たる事実、規制処分を請求する旨その他法令で定める事項（公安審査委員会審査規則 2 条 1 項）を記載し、請求の原因たる事実を証すべき証拠、当該団体が提出したすべての証拠及び弁明期日調書を添付しなければならない（破防法 20 条 1 項、2 項）、このうち、請求の原因たる事実を証すべき証拠は、当該団体に意見を述べる機会が与えられたものでなければならず（同法 20 条 3 項）、弁明期日調書は、当該団体の出頭した者に意見を述べる機会を与え、意見の有無及び意見があるときはその要旨を附記したものでなければならず（同法 17 条 2 項）、また、請求の原因たる事実を証すべき証拠については、証拠と証明すべき事実との関係を明らかにした書面を、当該団体が提出した証拠については、証拠とそれによって当該団体が証明すべく主張した事実との関係を明らかにした書面を添付しなければならない（公安審査委員会審査規則 3 条）。他方、当該団体は、処分の請求に対する意見書を公安審査委員会に提出することができる（同法第 21 条第 4 項）。

公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び弁明期日調書並びに当該団体が提出した意見書につき審査を行わなければならないが、審査のため必要な取調をすることができる（破防法 22 条 1 項）。そして、その取調をするため、関係人若しくは参考人の任意の出頭を求めて取り調べ、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること（同条 2 項 1 号）、帳簿書類その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の任意の提出を求め、又は任意に提出した物件を留めておくこと（同項 2 号）、公務所又は公私の団体に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること（同項 4 号）等の処分をすることができ、その場合は調書を作成する（公安審査委員会審査規則 5 条 1 項）。上記の処分をした場合において、その結果につき、必要があると認めるときは、公安調査庁及び当該団体に出頭して意見を述べる機会（以下、「意見陳述期日」という。）を与えることができる（公安審査委員会審査規則 6 条）、その期日の経過についても調書を作成する（意見陳述期日調書、公安審査委員会審査規則 7 条）。

公安審査委員会は、これら審査の結果に基づいて、決定しなければならない（破

防法 22 条 5 項)。

(3) 団体規制法に基づく規制処分の審査手続

公安調査庁長官は、公安審査委員会に、処分請求書を提出して規制処分を請求する(団体規制法 15 条)。処分請求書には、請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項、請求の原因となる事実その他法令で定める事項(無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則 2 条)を記載し、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類等を添付しなければならない(同法 15 条 2 項)、また、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類等については、証明すべき事実との関係を明らかにした書面を添付しなければならない(同規則第 4 条)。

公安審査委員会は、当該団体に対して、公開の意見聴取を行わなければならない(団体規制法 16 条)。意見聴取手続において、公安審査委員会は、当該団体に、請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項、請求の原因となる事実などを通知した上で(同法 17 条)、意見聴取の期日において、これらを改めて説明し(同法 19 条 2 項)、当該団体は、処分を行うことについて意見を述べ、証拠書類等を提出し、また公安調査庁に対し質問を発することができるが(同法 20 条 1 項、2 項)、意見聴取の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできる(同法 20 条 3 項)。なお、当該団体が提出する証拠書類等については、証明すべき事実との関係を明らかにした書面を添付しなければならない(同規則 13 条)。公安審査委員会は、意見聴取の終結後、意見聴取の経過などを記載した意見聴取期日調書を作成しなければならない(同規則 16 条)。

公安審査委員会は、処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、決定をしなければならない(団体規制法 22 条 1 項)。

3 本件対象文書の不開示理由の概要

本件対象文書は、公安審査委員会が、破防法上及び団体規制法上の規制処分の請求を審査した上で決定に至るまでに、作成しあるいは取得した文書であり、その内容は多岐にわたるが、不開示理由の概要は、以下のとおりである。

(1) 法 5 条 2 号イ該当性

本件において、公安審査委員会は、本件団体構成員の暴力主義的破壊活動や無差別大量殺人行為への関与の程度、本件団体の暴力主義的破壊活動や無差別大量殺人行為に向けられた活動の有無などを審査するために、本件団体構成員の特定及びその活動状況、活動の拠点となる場所の特定とその範囲、本件団体主催の会合や行事の実施状況等、本件団体の活動内容全般について、公安調査庁及び本件団体から意見を聴取するとともに証拠書類等の提出を受けた。

したがって、本件対象文書には、本件団体の活動拠点とその活動状況及び本件団

体構成員の生活状況等が記載されているところ、本件団体は過去に一連の犯罪行為を組織的に行い、これらの事件の一部については本件団体代表者をはじめとする構成員複数を被告人とする刑事裁判が進行中で、本件団体及び構成員の動向が報道される機会がまだまだ少なくないなど、一般国民が本件団体に対して恐怖感・不安感を抱いている状況にあるから、本件対象文書を開示して被請求団体の活動拠点とその活動状況及び被請求団体構成員の生活状況等が公になれば、その周辺住民が被請求団体をその地域から排除しあるいは被請求団体構成員が転入するのを阻止すべく反対運動を展開し地方自治体に働きかけるなどして、被請求団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより、本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

(2) 法5条4号該当性

本件において、公安審査委員会の委員長、各委員及び委員補佐（公安審査委員会設置法12条により、弁護士その他法律事務に学識経験を有する者のうちから委員長が任命し、委員長の命を受けて委員会の審査及び決定に関する必要な事務をつかさどるものとされている。）は、公安調査庁及び本件団体から聴取した意見及び提出を受けた証拠について、本件団体及び構成員が将来さらに暴力主義的破壊活動を行うおそれがあるか否かあるいは無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるか否かなどの観点から、様々の検討を加え、意見を交換し、その結果、一定の結論を導いて決定に至った。

したがって、本件対象文書には、委員長、各委員及び委員補佐による本件団体に不利益な発言の内容が記載されているところ、本件団体は、過去に、同団体に不利な裁判をするおそれのある裁判官及び反対運動を展開する住民などを含む不特定かつ多数の者を殺害しようとして企て、多数人を殺害した事件などを引き起こし、その後も、代表者を絶対者とし同人の指示であれば殺人も正当化されるという教義を保持して活動を続けているから、本件対象文書を開示して委員等のうちに本件団体に不利益な発言をした者がいることが公になれば、これを聞知した本件団体構成員及びその関係者が委員等の生命・身体・財産等に対して危害を加える危険性があるもので、公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があり、法5条4号に該当する。

(3) 法5条5号該当性

公安審査委員会の審査手続は、団体規制法上の意見聴取期日を公開で行う場合を除き、原則として非公開で行われており、委員等を含む関係当事者は、いずれも手続が非公開であることを前提として、それぞれ審査手続に関与した。

したがって、本件対象文書には、委員等による本件団体に不利益な発言の内容が記載されているところ、本件団体は、前記のとおり、過去に本件団体に不利な裁判をするおそれのある裁判官の殺害を企て、その後も殺人を正当化する教義を保持し

て活動を続けているから、本件対象文書を開示して委員等のうちに被請求団体に不利益な発言をした者がいることが公になれば、今後の公安審査委員会の審査にあたり、委員等において、本件団体及び今後規制処分の対象となる団体に不利益な発言をすれば当該団体からその生命・身体・財産等に危害を加えられる危険性を認識しながら審査を行わざるを得なくなるもので、公にすることにより率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当する。

(4) 法5条6号該当性

公安審査委員会の審査手続は、団体規制法上の意見聴取期日を公開で行う場合を除き、原則として非公開で行われており、委員等を含む関係当事者は、いずれも手続が非公開であることを前提として、それぞれ審査手続に関与した。

したがって、本件対象文書には、例えば、本件団体の情報を任意に提供する協力者の存在などの公安調査庁の調査の手法を窺わせるもの、あるいは本件団体の活動拠点、資金関係及び同団体構成員の生活状況など、いまだ国民一般に知られておらず、また関係当事者において国民一般に知られることを望まない事項が含まれているところ、本件対象文書を開示してこれらが公になれば、今後の公安審査委員会の審査にあたり、公安調査庁及び被請求団体において、公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、公安審査委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。

4 破防法関係文書についての個別検討

(1) 審査会議録（全部不開示）

審査会議は、公安審査委員会が公安調査庁長官の規制処分請求の可否を審査する会議で、委員長、各委員及び委員補佐が出席し、決定に至るために必要なあらゆる事項について議論を尽くす場であり、裁判所の合議に相当するものである。審査会議録は、公安審査委員会が、会議を開いたときに作成し、会議の日時、出席者の氏名、会議において取り調べた項目及び評議に付した項目等を記録するものである（公安審査委員会審査規則8条、公安審査委員会審査会議規程13条）。本件審査会議録は、同規則で定める内容を基本として、規制処分を行うべきか否かを判断するために事案の個々の争点について委員等が見解を表明し意見を交換した内容、検討課題の設定とその解決のための手法についての議論、決定の原案の作成から最終稿を確定させるまでの討議討論、意見聴取期日の手続の進行方法についての検討などの審査会議の内容が詳細かつ具体的に記載されている。

本件審査会議録を開示すれば、上記3(2)のとおり、委員等のうちに本件団体に不利益な発言をした者がいることを聞知した本件団体構成員及びその関係者が委員等の生命・身体・財産等に対して危害を加える危険性があるもので、公にするこ

とにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があり、法5条4号に該当する。

また、本件審査会議録を開示すれば、上記3(3)のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、委員等において、被請求団体に不利益な発言をすれば当該団体からその生命・身体・財産等に危害を加えられる危険性を認識しながら審査を行わざるをえなくなるもので、公にすることにより率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当する。

さらに、公安審査委員会は、公安調査庁から分離独立した判断のみを担う機関として設置されており、その事務の性質上、審査及び決定の適正の確保は最も重要である。そのために、委員の職権行使の独立(公安審査委員会設置法3条)、委員の任命・罷免についての厳格な手続や罷免事由の制限による身分保障(同法5条、7条ないし9条)、を定める一方、審査の方法は、委員が制約なく自由に合議を重ねて検討を尽くすことにより適切な結論を得るべく、被請求団体の権利保障のための手続等ごく一部を除いて同委員会の判断にゆだねることとしたが、他方で、審査の内容は、決定に理由を付すことにより(破防法23条、団体規制法23条)、その範囲内で結論を導く理由や経緯を明らかにして、決定に対する被請求団体及び国民の理解と信頼を確保しようとするものである。したがって、審査の内容は、決定書に記載された理由の限度を越えるものについては、公にすることにより、その事務の性質上、適正な審査及び決定を行うという同委員会の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあり、法5条6号に該当する。

合議の回数、開催日、出席者氏名等であっても、これらの情報を公にすれば、決定の内容がこれに付された理由以外の事情によって評価され、決定の信頼性を不当に損なうおそれがある上、開催期日が明らかになれば、既に開示した同委員会の調書や当事者の意見等と照らし合わせることにより、審査の争点や審議の状況が推測できることになり、今後の審査に当たり当事者が処分を免れるための対策を講ずることが容易になり、同委員会の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあり、法5条6号に該当する。

なお、申立人は、法6条(部分開示)を適用せず全部不開示としたことは裁量権の逸脱濫用である旨主張する。

しかし、審査会議録は、規制処分の請求について公安審査委員会の委員等が討議検討を行った審査会議の記録で、会議における一連の議論の流れが記載されているものであるから、全体として法5条4号及び5号に該当するもので、開示すべき部分はない。したがって、法6条を適用しなかったことに裁量権の逸脱濫用はなく、異議申立人の主張は理由がない。

(2) 文書1-1(委任状)

文書1-1は、本件団体代表者が審査手続の代理人を定めるものであり(破防法

13条), 委任者の指印及び受任者の住所, 電話番号部分を部分不開示としたものである。

不開示部分は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるから, 法5条1号に該当する。

仮に, 申立人の主張するように, 事業を営む個人の当該事業に関する情報であるとしても, 被請求団体の代理人等の連絡先が明らかになれば, その業務の遂行に悪影響を与える可能性があり, 公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれがあるもので, 法5条2号イに該当する。

(3) 文書1-2(意見陳述期日開催決定書), 1-3(意見陳述期日開催変更等決定書), 1-4(意見陳述期日通知書)

公安審査委員会は, 破防法22条2項各号に掲げる処分をすることができ, その場合において, その結果につき, 公安調査庁及び当該団体に対して, 出頭して意見を述べる機会を与えることができるとされている(公安審査委員会審査規則6条1項)。文書1-2及び1-3は, 公安審査委員会が上記の意見を述べる機会を与えるため, 意見陳述期日開催を決定し, あるいはその決定の内容を変更した文書であり, 文書1-4は, 意見を述べる機会を与える旨を公安調査庁及び本件団体に通知した文書であり, それぞれ別紙部分を部分不開示としたものである。

別紙部分には, 処分の結果として, 処分の対象となった文書の題名, 作成日及び作成者名等を明らかにした表あるいは処分の対象となった物件の品名, 数量及び提出者名等を明らかにした表などが記載されている。

本件別紙部分を開示すれば, 前記3(4)のとおり, 今後の公安審査委員会の審査にあたり, 公安調査庁及び被請求団体において, 調査の手法や被請求団体の活動状況などで一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために, 証拠提出を差し控えざるをえなくなり, その結果, 公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので, 公にすることにより, 事務の性質上, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり, 法5条6号に該当する。

また, 意見陳述期日開催決定書及び意見陳述期日通知書の別紙部分は, いずれも処分の対象となった文書を作成した本件団体構成員や公安調査官の氏名等が記載されており, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるから, 法5条1号に該当する。

なお, 異議申立人は, 本件文書は本件団体のホームページで公開されているので, 「慣行として公にされている情報」(法5条1号ただし書イ)であって同号の適用が除外されること, また, 現に本件団体のホームページで公開されているにもかかわらず, その後の団体規制法の適用にあたり支障を来したことの立証がされておらず, 法5条6号に該当しないことなどを主張する。

しかしながら、異議申立人が本件団体のホームページ上で公開されているとして異議申立書に添付した書面は、意見陳述期日通知書数通のうちの1通のみである。また、ホームページ上での公開は、単に被請求団体が同団体の判断に基づき公開したにとどまり、慣行として公にされたものではないから、法5条1号の適用が除外されることはない。さらに、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは上記のとおりであり、実際に支障を来したことの立証までを必要とするものではないから、ホームページ上での公開は法5条6号の該当性の有無に消長をきたさない。

したがって、異議申立人の主張は失当である。

(4) 文書1-5(意見陳述期日調書)

公安審査委員会は、意見陳述の期日の経過について、調書を作成するものとされており(公安審査委員会審査規則7条1項)、同調書は、当該団体の名称、出頭した者を特定する事項のほか、期日の経過の要領等を記載するものとされている(同条2項各号)。文書1-5は、同規則7条2項各号で定める事項が記載されており、また、公安調査庁及び本件団体が提出した意見の内容を記載した書面が添付されている。このうち、公安調査庁作成に係る書面は同庁に移送し、その余の部分について、別紙部分及び被請求団体の役職員の住所、事務所所在地部分を部分不開示としたものである。

上記別紙部分は、期日の概要として手続の経緯を記載した部分、期日における発言者の発言内容の速記録、期日及びその前後に提出された意見書の添付部分などで構成されており、速記録には公安調査庁職員並びに本件団体構成員及び同代理人の発言内容が、意見書には処分請求に対する本件団体の反論が、いずれも団体の活動内容についての具体的事実及びそれに対する評価意見とともに、詳細かつ具体的に記載されている。

上記別紙部分を開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の活動拠点とその活動状況及び構成員の生活状況等が公になり、その周辺住民が本件団体をその地域から排除しあるいは本件団体構成員が転入するのを阻止すべく反対運動を展開し地方自治体に働きかけるなどして、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるもので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

また、上記別紙部分を開示すれば、上記3(2)のとおり、委員等のうちに本件団体に不利益な発言をした者がいることを聞知した本件団体構成員及びその関係者が委員等の生命・身体・財産等に対して危害を加える危険性があるもので、公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があり、法5条4号に該当する。

さらに、上記別紙部分を開示すれば、上記3(4)のとおり、今後の公安審査委

員会の審査にあたり、公安調査庁及び被請求団体において、調査の手法や被請求団体の活動状況などで一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。

また、本件団体の役職員の住所、事務所所在地は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

なお、申立人は、文書1 - 5は書籍で公開されているので、法5条1号ただし書の慣行として公にされている情報であって同号の適用が除外されること、また、現に団体の意思または承認のもとで公開されているから、同条2号イには該当しないこと、さらに、現に公開されているにもかかわらず、そのことによって公共安全と秩序の維持に支障を来したことが立証されておらず、また、その後の団体規制法の適用にあたり支障を来したことが立証されていないから、同条4号及び6号に該当しないことなどを主張する。

しかしながら、異議申立人が書籍で公開されているとした書面は、文書1 - 5のうちのごく一部のみである。また、書籍での公開は、単に書籍の執筆者である本件団体関係者がその判断に基づき公開したにとどまり、慣行として公にされたものではないから、法5条1号の適用が除外されることはない。さらに、公にすることにより公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があること及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは前記のとおりであり、実際に支障を来したことの立証までを必要とするものではないから、書籍での公開は同条4号及び6号の該当性の有無に消長をきたさない。なお、書籍で公開された部分については、同条2号イに該当せず、その限りで異議申立人の主張は理由があるが、その余の異議申立人の主張は失当である。

(5) 文書1 - 6 (意見陳述期日の出席者についての通知)、1 - 19 (申入書4通)、1 - 20 (公安審査委員会審査規則6条の期日についての意見)

上記各文書は、いずれも公安審査委員会が本件団体から提出を受けた文書であり、その内容は、審査手続の進行の方法について本件団体の意見を表明し、申入れをなし、あるいは質問するものであり、代理人連絡先住所及び電話番号部分を部分不開示としたものである。

不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

仮に、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるとしても、上記のとおり、公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれがあるもので、法5条2号イに該当する。

(6) 文書1-7ないし1-18(報告書入手調書, 資料入手調書)

公安審査委員会は,破防法22条2項各号に掲げる処分をすることができ,その場合においては,調書を作成するものとされており(公安審査委員会審査規則5条1項),同調書には,被請求団体の名称のほか,処分の要領を記載しなければならないとされている(同規則5条2項)。報告書入手調書には,同委員会が同法22条2項1号により報告書等入手した経緯が記載され,報告書等が添付されており,資料入手調書には,同委員会が同項4号により資料等入手した経緯について記載され,資料等が添付されており,留置調書は,同委員会が同2項2号により物件を留置した経緯と物件の目録が記載されているもので,これらの調書には1ないし59までの通し番号がつけられている。

公安審査委員会は,各調書のうちの一部について,決定書第5「当委員会の認定」の7「証拠」において調書番号を掲げ,別表の調書標目一覧表において,調書番号に加えて作成調書名と調書の内容を明らかにしており,これらは官報にも登載されている。各調書のうち,文書1-7ないし1-18の各調書は,決定書及び官報にその証拠の標目等が登載されたものであり,文書2-7の各調書は,これらに登載されなかったものである。なお,文書1-14の調書28ないし48の別添部分は,公安調査庁作成に係る書面であるから同庁に移送した。

文書1-7ないし1-18の各調書の証拠の標目等を決定書及び官報に登載したのは,破防法が,決定に理由を付すことを要求し(同法23条),もって適正手続を担保するとともに国民の信頼を確保しようとする趣旨に沿うものである。したがって,文書1-7ないし1-18の各調書については,個別に不開示の理由を指摘し,文書2-7の各調書については,一括して不開示の理由を後記する。

文書1-7ないし1-18の各調書の別添部分ないし報告書部分は,詳細は以下に個別に記載したとおりであるが,いずれも,本件団体の活動状況及びその構成員の生活状況等に関する内容である。

文書1-7ないし1-18の各調書の別添部分ないし報告書部分を開示すれば,上記3(4)のとおり,今後の公安審査委員会の審査にあたり,一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために,同委員会の証拠調べ及び被請求団体の証拠提出を抑制せざるを得なくなり,その結果,同委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので,公にすることにより,事務の性質上,事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり,法5条6号に該当する。

その他の法5条各号該当の理由は,以下のとおりである。

ア 文書1-7(報告書入手調書, 調書1)

文書1-7は,公安審査委員会が破産管財人から破産手続の状況等に関する回答(報告書)入手した経緯及びその内容を明らかにした調書である。不開示と

した報告書部分は、本件団体の資産や負債等の具体的内容やその構成員の生活状況等が記載された「照会に対する回答」と題する書面である。

不開示部分のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法5条1号に該当する。

また、不開示部分を開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

調書本体部分(別添部分ないし報告書部分を除くもの、以下、同じ。)で不開示とした参考人事務所所在地部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

仮に、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるとしても、公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条2号イに該当する。

イ 文書1-8(報告書入手調書、調書2)

文書1-8は、公安審査委員会が本件団体構成員である特定個人から陳述書を手に入れた経緯及びその内容を明らかにした調書である。不開示とした別添部分は、本件団体関連施設の状況が具体的に記載された陳述書である。

不開示部分のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法5条1号に該当する。

また、不開示部分を開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

調書本体部分で不開示とした関係人生年月日及び住所部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

ウ 文書1-9(資料入手調書、調書21)

文書1-9は、公安審査委員会が内閣内政審議室長から資料を手に入れた経緯及びその内容を明らかにした調書である。不開示とした別添部分は、関係省庁連絡会議等に関する資料で、本件団体に関する措置や対策等が記載されている。

不開示部分を開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

エ 文書1-10(資料入手調書、調書22及び24)

文書1-10のうち調書22は、公安審査委員会が法務省刑事局から資料を手に入れた経緯及びその内容を明らかにした調書であり、不開示とした別添部分は、

本件団体構成員等による刑事事件の現状が、氏名及び起訴罪名等を特定して記載された資料であり、調書24は、同委員会が東京拘置所から資料を入手した経緯及びその内容を明らかにした調書で、不開示とした別添部分は、被拘置者に対する接見及び文書の授受状況等に関する具体的経過等が記載された資料であり、いずれも、個人に関する情報であって特定の個人を識別することのできるものであるから、法5条1号に該当する。

オ 文書1-11（資料入手調書，調書23）

文書1-11は、公安審査委員会が警察庁から資料を入手した経緯及びその内容を明らかにした調書であり、不開示とした別添白書部分は、平成8年度警察白書であって、公刊されているものであるから、法2条2項1号により、法は適用されない。

仮に、異議申立人の主張するように、開示請求の対象が個別特定の文書であって法の適用があるとしても、上記のとおり、法5条6号に該当するものである。

カ 文書1-12（報告書入手調書，調書25）

文書1-12は、公安審査委員会が本件団体構成員たる特定個人から回答書を入手した経緯及びその内容を明らかにした調書であり、不開示とした別添部分は、本件団体の施設からの退去状況、破産管財人との交渉状況、親子面談会の開催状況等が記載された回答書である。

不開示部分のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法5条1号に該当する。

また、不開示部分を開示すれば、前記3(1)のとおり、被請求団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、被請求団体に関する情報であって、公にすることにより被請求団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

調書本体部分で不開示とした構成員の住所部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

なお、異議申立人は、文書1-12は本件団体のホームページで公開されているので、法5条1号ただし書イの慣行として公にされている情報であって同号の適用が除外されること、また、現に団体の意思または承認のもとで公開されているから、同条2号イには該当しないこと、さらに、現に公開されているにもかかわらず、そのことによって公共の安全と秩序の維持に支障を来したことが立証されておらず、また、その後の団体規制法の適用にあたり支障を来したことが立証がされていないから、同条4号及び6号に該当しないことなどを主張する。

しかしながら、ホームページでの公開は、単に本件団体はその判断に基づき公開したにとどまり、慣行として公にされたものではないから、法5条1号の適用が除外されることはない。さらに、公にすることにより公共の安全と秩序の維持

に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があること及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは前記のとおりであり、実際に支障を来したことの立証までを必要とするものではないから、同条4号及び6号の該当性の有無に消長をきたすものではない。

なお、ホームページで公開された部分については、法5条2号イには該当せず、その限りで異議申立人の主張には理由があるが、その余の異議申立人の主張は失当である。

キ 文書1-13（報告書入手調書，調書26，27）

文書1-13のうち、調書26は、公安審査委員会が本件団体構成員たる特定個人から回答書入手した経緯及びその内容を明らかにした調書であり、捜索差押えが行われた本件団体の施設や構成員の生活拠点について、その場所、被疑事実及び被疑者名等が記載された回答書で、調書27は、公安審査委員会が、本件団体構成員たる特定個人から回答書入手した経緯及びその内容を明らかにした調書であり、団体構成員の現状、組織体制・活動拠点・資金等の現状、団体の活動状況等について記載された回答書である。

不開示部分のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法5条1号に該当する。

また、本件不開示部分を開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、被請求団体に関する情報であって、公にすることにより被請求団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

さらに、調書26の不開示部分は、本件団体の関連施設等に対する捜索の日時・場所・被疑事実と被疑者名・押収品等の詳細な記載があり、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるので、法5条4号に該当する。

なお、調書26の回答書に添付された押収品目録交付書の写しは、刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類であり、法は適用されない。

調書本体部分で不開示とした本件団体構成員の住所部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

なお、異議申立人は、文書1-13は本件団体のホームページで公開されているので、法5条1号ただし書イの慣行として公にされている情報であって同号の適用が除外されること、また、現に団体の意思または承認のもとで公開されているから、同条2号イには該当しないこと、さらに、現に公開されているにもかかわらず、そのことによって公共安全と秩序の維持に支障を来したことが立証されておらず、また、その後の団体規制法の適用にあたり支障を来したことが立証

がされていないから、同条4号及び6号に該当しないことなどを主張する。

しかしながら、ホームページでの公開は、単に本件団体がその判断に基づき公開したにとどまり、慣行として公にされたものではないから、法5条1号の適用が除外されることはない。さらに、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があること及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは上記のとおりであり、実際に支障を来したことの立証までを必要とするものではないから、同条4号及び6号の該当性の有無に消長をきたすものではない。

なお、ホームページで公開された部分については、法5条2号イには該当せず、その限りで異議申立人の主張には理由があるが、その余の申立人の主張は失当である。

ク 文書1-14（報告書入手調書、調書28ないし33、36、37、39ないし43、45ないし48）

文書1-14のうち、各調書の別添部分は、公安調査庁作成に係る文書であるから、同庁に移送した。

調書本体部分の公安調査官の氏名部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

なお、異議申立人は、破防法34条で、公安調査官は、職務を行うにあたって関係人から求められたときには身分を示す証票を呈示しなければならないものとされているから、公安調査官の氏名等については、その職務上の事項に関しては、プライバシーの保護は及ばず、法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であって、法5条1号の適用除外である旨主張する。

しかしながら、破防法34条は、公安調査官が調査等の職務を行うに当たって、関係人から求められたときには、その関係人に対して、身分を示す証票により（破壊活動防止法施行規則第16条）、その職名、氏名、所属官署、官職等を明らかにし、もって、職務の適正な執行と関係人の権利保護を図るものであり、公安調査官の氏名等を一般に公表することを予定したものではないから、法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

ケ 文書1-15（報告書入手調書）のうち調書50、52

文書1-15のうち上記各調書は、いずれも公安審査委員会が本件団体から報告書入手した経緯及びその内容を明らかにした調書であり、調書50の不開示とした報告書部分は、破産債権の届出及び取下げの経緯が記載されており、各債権者の取下書が添付されており、調書52の不開示とした報告書部分は、本件団体が実施した親子面談会について、本件団体構成員の氏名を特定した上で、親子面談についての対応状況が個別に記載されたものである。

不開示部分のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その

個人に関する情報は、法5条1号に該当する。

また、不開示部分を開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

コ 文書1-16(報告書入手調書, 調書51)

文書1-16は、公安審査委員会が本件団体から報告書を入手した経緯及びその内容を明らかにした調書であり、不開示とした別添部分は、本件団体の施設の明渡・使用状況について、施設の所在地や使用状況、当事者の氏名を特定した民事訴訟の結果等が記載された報告書である。

不開示部分を開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

サ 文書1-17(報告書入手調書, 調書53)

文書1-17は、公安審査委員会が本件団体から報告書を入手した経緯及びその内容を明らかにした調書であり、不開示とした別添部分は、本件団体施設や構成員宅の搜索差押えの執行状況に関して、搜索場所、被疑事実及び被疑者名等の情報が記載された報告書である。

不開示部分のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法5条1号に該当する。

不開示部分を開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

また、不開示部分は、本件団体の関連施設等に対する搜索の日時・場所・被疑事実と被疑者名・押収品等の詳細な記載があり、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるので、法5条4号に該当する。

なお、上記報告書に添付された押収品目録交付書の写しは、刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類であり、法は適用されない。

ところで、異議申立人は、刑事訴訟法53条の2の規定は、検察庁を開示請求先とする場合にのみ適用されるものであって、検察庁以外の行政機関が訴訟に関する書類と同一内容の情報が記載された行政文書を保有する場合において、当該行政機関を開示請求先とする場合には、法の適用を受ける旨主張する。

しかし、刑事訴訟法53条の2は、その規定上、訴訟に関する書類を検察庁において保管しているものに限定していないところ、刑事訴訟法は、裁判の適正の確保及び訴訟関係人の権利保護等の観点から、公判開廷前は原則として訴訟に関

する書類を公開することを禁止し（刑事訴訟法47条）、他方で、被告事件終結後は一定の場合を除き何人も訴訟記録を閲覧できることとして（刑事訴訟法53条及び刑事確定訴訟記録法）、開示・不開示の要件及び手続等を完結的に定めており、刑事訴訟法53条の2は、訴訟に関する書類の情報公開を刑事司法手続の独自の制度に委ねるべきものとして法の適用を除外したのであるから、訴訟に関する書類を検察庁において保管する場合に限定すれば明らかにその趣旨を没却することになる。

したがって、異議申立人の主張は失当である。

シ 文書1-15（報告書入手調書）のうち、調書54

文書1-15のうち上記調書は、公安審査委員会が本件団体から報告書を入手した経緯及びその内容を明らかにした調書であり、不開示とした別添部分は、調書50（文書1-15）及び調書53（文書1-17）について、個人名、搜索場所、押収品などの訂正を申し立てる内容の報告書である。

したがって、不開示部分のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法5条1号に該当し、本件不開示部分を開示すれば、上記3（1）のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

ス 文書1-18（報告書入手調書、調書59）

文書1-18は、公安審査委員会が警察庁から資料を入手した経緯及びその内容を明らかにした調書であり、不開示とした別添部分は、本件団体関連の刑事事件の捜査状況に関する報告書である。

不開示部分のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法5条1号に該当する。

また、不開示部分は、氏名を特定してその逮捕状況等を記載し、また危険物の搜索差押え状況等について記載してあり、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるので、法5条4号に該当する。

（7）文書2-1（小委員会結果報告）

小委員会は、一部の委員及び3人の委員補佐により構成され、審査の会議に先立ち、検討すべき問題点の洗い出しや整理を行うもので、小委員会で討議検討される内容は、審査会議と同様であることから、文書2-1には、事案の個々の争点についての協議のみならず、検討課題の設定とその解決のための手法についての議論、決定の原案の作成から最終稿を確定させるまでの討議討論、意見聴取期日の手続の進行方法についての検討などが記載され、さらに、争点について証拠の内容を具体的に引用して精査した表なども添付されている。

文書 2 - 1 のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法 5 条 1 号に該当する。

文書 2 - 1 を開示すれば、上記 3 (1) のとおり、本件団体の活動拠点とその活動状況及び構成員の生活状況等が公になり、その周辺住民が本件団体をその地域から排除しあるいは本件団体構成員が転入するのを阻止すべく反対運動を展開し地方自治体に働きかけるなどして、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるもので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当する。

また、文書 2 - 1 を開示すれば、上記 3 (2) のとおり、委員等のうちに本件団体に不利益な発言をした者がいることを聞知した本件団体構成員及びその関係者が委員等の生命・身体・財産等に対して危害を加える危険性があるもので、公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があり、法 5 条 4 号に該当する。

また、文書 2 - 1 を開示すれば、上記 3 (3) のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、委員等において、本件団体等に不利益な発言をすれば本件団体等からその生命・身体・財産等に危害を加えられる危険を認識しながら審査を行わざるを得なくなるもので、公にすることにより率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法 5 条 5 号に該当する。

さらに、文書 2 - 1 を開示すれば、上記 3 (4) のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、公安調査庁及び被請求団体において、一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。

(8) 文書 2 - 2 (意見書)

文書 2 - 2 は、公安審査委員会が本件団体から破防法 2 1 条 4 号に基づく処分請求に対する意見書として提出を受けたものであり、本件団体の主張立証の全貌が証拠の概要とともに詳細に記載されている。

文書 2 - 2 のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法 5 条 1 号に該当する。

文書 2 - 2 を開示すれば、上記 3 (1) のとおり、本件団体の活動拠点とその活動状況及び構成員の生活状況等が公になり、その周辺住民が本件団体をその地域から排除しあるいは本件団体構成員が転入するのを阻止すべく反対運動を展開し地方自治体に働きかけるなどして、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるもので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当する。

また、文書 2 - 2 を開示すれば、上記 3 (4) のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、被請求団体において、被請求団体の活動状況などで一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。

なお、異議申立人は、書籍で上記文書と思われるものが公開されているので、法 5 条 1 号ただし書イの慣行として公にされている情報であって同号の適用が除外されること、また、現に団体の意思または承認のもとで公開されているから、法 5 条 2 号イには該当しないこと、さらに、現に公開されているにもかかわらず、そのことによって公共の安全と秩序の維持に支障を来したことが立証されておらず、また、その後の団体規制法の適用にあたり支障を来したことが立証がされていないから、同条 6 号に該当しないことなどを主張する。

しかしながら、異議申立人が書籍で公開されているとした部分は、上記文書のうちのごく一部のみである。また、書籍での公開は、単に書籍の執筆者である本件団体関係者がその判断に基づき公開したにとどまり、慣行として公にされたものではないから、法 5 条 1 号の適用が除外されることはない。さらに、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは上記のとおりであり、実際に支障を来したことの立証までを必要とするものではないから、書籍での公開は法 5 条 6 号の該当性の有無に消長をきたさない。なお、書籍で公開された部分については、法 5 条 2 号イに該当せず、その限りで異議申立人の主張は理由があるが、その余の申立人の主張は失当である。

(9) 文書 2 - 3 (接見等禁止決定一部解除申立書) 及び 2 - 4 (接見等禁止一部解除決定)

文書 2 - 3 は、公安審査委員会が、意見陳述期日通知の手続 (公安審査委員会審査規則 6 条 3 項) として本件団体の代表者に書面を送付するにあたり、同人が刑事被告人であって接見禁止の裁判 (刑事訴訟法 8 1 条) がなされていたので、裁判所に対して、接見等禁止決定の一部解除の職権発動を求めた文書の写しであり、文書 2 - 4 は、この申立てを受けた裁判所が判断を示した決定書謄本である。

したがって、上記各文書は、刑事訴訟法 5 3 条の 2 の訴訟に関する書類であり、法の適用はない。

なお、異議申立人は、上記各文書が書籍で公開されているので、法 5 条 1 号ただし書イの慣行として公にされている情報であって同号の適用が除外される旨主張するが、書籍に登載された接見等禁止決定一部解除申立書及び接見等禁止一部解除決定は、文書 2 - 3 及び 2 - 4 ではない。

また、異議申立人は、刑事訴訟法 5 3 条の 2 の規定は、検察庁を開示請求先とす

る場合にのみ適用されるものであって、検察庁以外の行政機関が訴訟に関する書類と同一内容の情報が記載された行政文書を保有する場合において、当該行政機関を開示請求先とする場合には、法の適用を受ける旨主張し、また、文書 2 - 3 及び 2 - 4 は、破防法上の手続として発生したのだから、本来の意味での訴訟に関する書類ではなく、法の適用を受ける旨を主張する。しかし、上記のとおり、刑事訴訟法 53 条の 2 は、訴訟に関する書類の情報公開を刑事司法手続の独自の制度に委ねるべきものとして法の適用を除外したのであるから、訴訟に関する書類を検察庁において保管する場合に限定すれば明らかにその趣旨を没却することになる。

したがって、異議申立人の主張は失当である。

(10) 文書 2 - 5 (証拠申出書)

文書 2 - 5 は、公安審査委員会が本件団体から提出を受けた書面で、その内容は、公安審査委員会に対して、破防法 22 条 2 項に基づく取調べの職権発動を促すもので、本件団体が主張立証する内容が証拠の概要とともに記載されている。

文書 2 - 5 のうち、特定の個人を識別することができるものについては、その個人に関する情報は、法 5 条 1 号に該当する。

文書 2 - 5 を開示すれば、上記 3 (1) のとおり、本件団体の活動拠点とその活動状況及び構成員の生活状況等が公になり、その周辺住民が本件団体をその地域から排除しあるいは本件団体構成員が転入するのを阻止すべく反対運動を展開し地方自治体に働きかけるなどして、本件団体の自由な活動が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当する。

また、文書 2 - 5 を開示すれば、上記 3 (4) のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、被請求団体において、被請求団体の活動状況などで一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるので、公にすることにより、事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。

なお、異議申立人は、文書 2 - 5 は代理人弁護士連絡先を伏せ字にし、添付資料を除く本文全文が本件団体のホームページで公開されているので、法 5 条 1 号ただし書きの慣行として公にされている情報であって同号の適用が除外されること、また、現に団体の意思または承認のもとで公開されているから、法 5 条 2 号イには該当しないこと、さらに、現に本件団体のホームページで公開されているにもかかわらず、その後の団体規制法の適用にあたり支障を来したことの立証がされておらず、法 5 条 6 号に該当しないことなどを主張する。

しかしながら、異議申立人が本件団体のホームページ上で公開されているとして異議申立書に添付した書面は、添付資料が除かれており、文書 2 - 5 の一部である。

また、ホームページ上での公開は、単に本件団体がその判断に基づき公開したにとどまり、慣行として公にされたものではないから、法5条1号の適用が除外されることはない。さらに、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは上記のとおりであり、実際に支障を来したことの立証までを必要とするものではないから、ホームページ上での公開は同条6号の該当性の有無に消長をきたさない。なお、ホームページ上で公開された部分については、同条2号イに該当せず、その限りで異議申立人の主張は理由があるが、その余の異議申立人の主張は失当である。

(11) 文書2-6 (取調決定書)

文書2-6は、公安審査委員会が破防法22条2項に掲げる取調べを決定したことを内容とする決定書で、調書1ないし59の各調書に対応するものであり、取調べ対象の書面が作成者、作成日及び作成内容等で特定され、あるいは取調べ対象の物件が品名、数量及び提出者等で特定されて記載されており、これらのうちには、公安審査委員会が証拠収集したものに加え、公安調査庁及び本件団体が職権での取調べを促したことに応じて公安審査委員会が取調べ決定したのものも含まれている。

文書2-6を開示すれば、上記3(4)のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、公安調査庁及び被請求団体において、調査の手法や被請求団体の活動状況などで一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもので、法5条6号に該当する。

(12) 文書2-7 (報告書入手調書及び留置調書(部分開示したものを除く))

文書2-7は、上記のとおり、決定書及び官報でその証拠の標目等を登載した文書1-7ないし1-18の各調書を除くその余の調書である。

文書2-7の各調書は、公安審査委員会が取り調べた証拠であり、その内容は、本件団体及びその構成員の活動状況や公安調査庁の立証についての反論などを内容とする本件団体構成員ないし代理人作成に係る陳述書、報告書及び意見書が添付された報告書入手調書及び留置調書である。

文書2-7を開示すれば、上記3(4)のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、被請求団体において、被請求団体の活動状況などで一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。本件各文書の標目のみ(調書本体部分)であっても同号に該当することは、文書1-2ない

し 1 - 4 の意見陳述期日開催決定書等の別紙部分と同様である。

(1 3) 文書 2 - 8 ないし 2 - 1 1 (留置物件)

文書 2 - 8 ないし 2 - 1 1 の各留置物件は , 公安審査委員会が取調べの一環として破防法 2 2 条 2 項 2 号に基づき留置したもので , 文書 2 - 7 の留置調書の留置物件目録に対応している。取調べの対象となったのは , これらの留置物件の存在や形状等ではなく , 主としてその記載内容等であるから , 開示請求の対象である行政文書として扱うこととしたものである。

上記各留置物件は , 留置物件番号 4 9 を除き , 本件団体の活動状況等に関するものであり , これらを開示すれば , 上記 3 (4) のとおり , 今後の公安審査委員会の審査にあたり , 被請求団体において , 被請求団体の活動状況などで一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために , 証拠提出を差し控えざるをえなくなり , その結果 , 公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので , 公にすることにより , 事務の性質上 , 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり , 法 5 条 6 号に該当する。

上記各留置物件のうち , 文書 2 - 8 ないし 2 - 1 0 の各留置物件については , その符号番号及び品名が決定書に記載され官報にも登載されているので , 個別に不開示の理由を指摘することとし , その余の留置物件である文書 2 - 1 1 の各留置物件については , 文書 2 - 7 と同様の理由から一括して法 5 条 6 号に該当するものである。

ア 文書 2 - 8 (留置物件 4 3 , 4 8)

留置物件 4 3 は , 1 9 9 5 年当時の本件団体の本件に対する対応策についての諸資料であって , 本件団体やその構成員の活動状況等が記載されている。

留置物件 4 8 は 本件団体が施設の内部をマスメディアに公開した際の様子を撮影したものであり , 施設内部の様子や団体構成員の姿等が撮影されている。

上記各留置物件のうち , 特定の個人を識別することができるものについては , その個人に関する情報は , 法 5 条 1 号に該当する。

また , 上記各留置物件を開示すれば , 上記 3 (1) のとおり , 本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるもので , 本件団体に関する情報であって , 公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり , 法 5 条 2 号イに該当する。

イ 文書 2 - 9 (留置物件 4 4 , 4 9)

留置物件 4 4 は , 公刊された小冊子であり , 留置物件 4 9 は官報号外であるので , いずれも法 2 条 2 項 1 号により , 法は適用されない。

仮に , 異議申立人の主張するように , 開示請求の対象が個別特定の文書であって法の適用があるとしても , 前記のとおり , 法 5 条 6 号に該当するものである。

ウ 文書 2 - 1 0 (留置物件 3 3)

留置物件 33 は、刑事裁判における冒頭陳述書の写しで、訴訟に関する書類であり、刑事訴訟法 53 条の 2 により、法は適用されない。

なお、異議申立人は、刑事訴訟法 53 条の 2 の規定は、検察庁を開示請求先とする場合にのみ適用されるものであって、検察庁以外の行政機関が訴訟に関する書類と同一内容の情報が記載された行政文書を保有する場合において、当該行政機関を開示請求先とする場合には、法の適用を受ける旨主張する。

しかし、上記のとおり、刑事訴訟法第 53 条の 2 は、訴訟に関する書類の情報公開を刑事司法手続の独自の制度に委ねるべきものとして法の適用を除外したのであるから、訴訟に関する書類を検察庁において保管する場合に限定すれば明らかにその趣旨を没却することになる。

したがって、異議申立人の主張は失当である。

(14) 異議申立人のその余の主張

異議申立人は、破防法関係文書について、破防法 2 条に「国民の基本的人権に重大な関係を有するものである」と規定しており、その適用にあたっては手続について特段の透明性が要求されるから、法 7 条により、公益上の理由による裁量的開示をすべきであり、同条を適用しなかったことは裁量権の逸脱濫用である旨主張する。

しかしながら、破防法は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから規制処分を公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべき（破防法 2 条）ものとしており、本件対象文書の開示は、同法の趣旨を尊重しつつ保護すべき利益と公にすることの公益上の必要性との利益衡量を行い判断すべきものであって、単に国民の基本的人権に重大な関係を有するから手続の透明性の確保が要求されることのみをもって、ただちに公益上特に開示の必要性があると認めるべき事情はないから、法 7 条を適用しなかったことに裁量権の逸脱濫用はなく、異議申立人の主張は理由がない。

5 団体規制法関係文書についての個別検討

(1) 審査会議録

審査会議は、公安審査委員会が公安調査庁長官の規制処分請求の可否を審査する会議で、委員長、各委員及び委員補佐が出席し、決定に至るために必要なあらゆる事項について議論を尽くす場であり、裁判所の合議に相当するものである。審査会議録は、公安審査委員会が、会議を開いたときに作成し、会議の日時、出席者の氏名、会議において取り調べた項目及び評議に付した項目等を記録するものである（公安審査委員会審査規則 8 条、公安審査委員会審査会議規程 13 条）。

審査会議録には、上記規則で定める内容を基本として、規制処分を行うべきか否かを判断するために事案の個々の争点について委員等が見解を表明し意見を交換した内容、検討課題の設定とその解決のための手法についての議論、決定の原案の作成から最終稿を確定させるまでの討議討論、意見聴取期日の手続の進行方法につい

ての検討などの審査会議の内容等が、詳細かつ具体的に記載されている。

審査会議録を開示すれば、上記3(2)のとおり、委員等のうちに本件団体に不利益な発言をした者がいることを聞知した本件団体構成員及びその関係者が委員等の生命・身体・財産等に対して危害を加える危険性があるもので、公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があり、法5条4号に該当する。

また、審査会議録を開示すれば、上記3(3)のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、委員等において、被請求団体に不利益な発言をすれば被請求団体からその生命・身体・財産等に危害を加えられる危険性を認識しながら審査を行わざるをえなくなるもので、公にすることにより率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当する。

さらに、審査会議録を開示すれば、上記4(1)で述べた破防法関係文書の審査会議録と同様に、委員会の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあり、法5条6号に該当する。

なお、異議申立人は、部分開示を規定する法6条を適用せず全部不開示としたことは裁量権の逸脱濫用である旨主張する。

しかし、審査会議録は、規制処分の請求について公安審査委員会の委員等が討議検討を行った審査会議の記録で、会議における一連の議論の流れが記載されているものであるから、全体として法5条4号及び5号に該当するもので、開示すべき部分はない。したがって、法6条を適用しなかったことに裁量権の逸脱濫用はなく、申立人の主張は理由がない。

(2) 文書3-1(意見聴取期日調書)

公安審査委員会は、規制処分の請求があったときは、意見聴取を行わなければならない(団体規制法16条)、意見聴取終了後、意見聴取期日調書を作成するものとされている(無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手續等に関する規則16条1項)。同調書は、期日に出頭した当該団体の役職員及び代理人等並びに期日に出席した公安調査庁の職員を特定する事項のほか、意見聴取の経過、期日に出頭した当該団体の役職員及び代理人等の意見の陳述の要旨並びに提出した証拠書類等の標目、出席した公安調査庁の職員の発言の要旨その他重要な事項等を記載するものとされ(同規則16条1項各号)、指名委員等が適当と認める書面等を添付して調書の一部とすることができるものとされている(同規則16条3項)。

文書3-1には、上記規則16条1項各号で定める事項が記載されており、その他重要な事項(同条10項)の添付書類として、意見聴取期日に先立ち、本件団体から提出を受けた当該処分を行うことについての意見を陳述した書面及び公安調査庁の職員に対し質問しようとする事項を記載した書面(同規則7条1項)、意見聴

取期日に先立ち、公安調査庁から提出を受けた上記質問書に対する回答を内容とする書面、意見聴取期日に本件団体及び公安調査庁から提出を受けた意見書、意見聴取期日後に本件団体及び公安調査庁から提出を受けた意見書等が添付されている。このうち、公安調査庁作成に係る書面は同庁に移送し、その余の部分について、期日の経過及び内容に関する部分、本件団体の期日の出頭者の住所及び同庁の期日出頭者のうち慣行として公にされていない職員氏名部分を不開示としたものである。

本件期日の経過及び内容に関する部分を開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の活動拠点とその活動状況及び構成員の生活状況等が公になり、その周辺住民が被請求団体をその地域から排除しあるいは本件団体構成員が転入するのを阻止すべく反対運動を展開し地方自治体に働きかけるなどして、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるもので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

また、本件期日の経過及び内容に関する部分を開示すれば、上記3(2)のとおり、委員等のうちに本件団体に不利益な発言をした者がいることを聞知した本件団体構成員及びその関係者が委員等の生命・身体・財産等に対して危害を加える危険性があるもので、公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があり、法5条4号に該当する。

さらに、本件期日の経過及び内容に関する部分を開示すれば、上記3(4)のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、公安調査庁及び被請求団体において、調査の手法や被請求団体の活動状況などで一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。

また、本件団体の期日の出頭者の住所及び公安調査庁の期日出頭者のうち慣行として公にされていない職員氏名部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

(3) 文書3-3及び3-4(委任状)

文書3-3及び3-4は、本件団体が意見聴取期日の代理人を定めるものであり(団体規制法18条1項)、文書3-3については、委任者及び受任者の各住所部分を、文書3-4については、委任者の住所、受任者の事務所所在地及び電話番号部分を部分不開示としたものである。

上記各不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

仮に、異議申立人の主張するように、事業を営む個人の当該営業に関する情報で

あるとしても、本件団体の代理人等の連絡先等が明らかになれば、その業務の遂行に悪影響を与える可能性があり、公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれがあるもので、法5条2号イに該当する。

なお、異議申立人は、委任者の住所並びに受任者の事務所所在地及び電話番号部分は、いずれも官報に掲載されているから、法5条1号ただし書イの法令の規定により公にされている情報であって同号の適用が除外される旨主張する。

しかし、官報に登載されている情報は、当該委任状自体が掲載されているのではなく、本件団体提出の意見書が決定書の添付書類として掲載されているにとどまり、その内容の真偽も不明なものであるから、法令の規定により公にされている情報には該当せず、異議申立人の主張は失当である。

(4) 文書4-1ないし4-86

文書4-1ないし4-86は、いずれも本件団体が証拠として意見聴取期日に提出した証拠である。

文書4-1ないし4-86の概要は、以下に個別に記載したとおりであるが、これらを開示すれば、上記3(4)のとおり、今後の公安審査委員会の審査にあたり、被請求団体において調査の手法や被請求団体等の活動状況などで一般に知られることを望まない事項が公になることを避けるために、証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、いずれも法5条6号に該当する。さらに、その他の法第5条各号の該当の理由は、以下のとおりである。

ア 文書4-1(特定宗教法人作成にかかる「教団運営要綱」)は、本件団体の組織の運営要綱で、「教団組織」として、運営組織・各部署とその機能等、「重要運営方針」として、出家制度等の項目を設け、被請求団体の組織運営の基本を定めたもの、文書4-2(1995年7月29日付通達)は、本件団体の通達で、本件団体の教材の扱いについて定めたもの、文書4-3(1996年6月19日付通達)は、本件団体の通達で、本件団体の教祖の変更について定めたもの、文書4-18の特定個人作成にかかる平成11年12月1日付「教団正式見解」と題された書面は、一連のオウム事件に対する被請求団体の意向を表明するもの、文書4-79(特定宗教団体入会申込書の雛形)は、本件団体が作成した特定宗教団体入会申込書の書式文書、文書4-84(特定個人作成にかかる特定宗教団体の規約案)は、本件団体の名称・事務所その他について定めた規約の案、文書4-85の特定個人作成にかかる特定宗教団体の綱領案は、本件団体の結成経緯や今後の活動の指針などについて定めた綱領の案であり、いずれも、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるもので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれ

があり，法5条2号イに該当する。

イ 文書4 - 4 (破防法第四回弁明期日調書よりの抜粋)は，破防法に基づく弁明
手続における弁明期日調書の抜粋で，本件団体の代表者及び代理人が弁明者とし
て本件団体で使用する用語の意味を説明した部分であり，文書4 - 7 8 (破防法
団体規制処分請求事件の第4回弁明期日調書抜粋)は，破防法に基づく弁明手続
における弁明期日調書の抜粋で，本件団体の代表者及び代理人が弁明者として破
防法の適用，本件団体の今後の活動及び本件団体における代表者の地位などに
ついて代表者の認識及び意向などを表明した部分であり，いずれも，上記3 (1)
のとおり，本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので，本件団体に
関する情報であって，公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれ
があり，法5条2号イに該当する。

ウ 文書4 - 5 (「進化 私達の五大政策」と題された小冊子)は，特定政党の政
策等を内容とするものである。

エ 文書4 - 6 (特定政党の党首である特定個人及びその黨員らの政見放送のテー
プ起こし)は，本件団体代表者及び構成員が特定政党として政見放送を行ったと
きの放送テープを起こしたもので，個人に関する情報であって，特定の個人を識
別することができるものであるから，法5条1号に該当する。

オ 文書4 - 7 ないし4 - 1 2は，本件団体関係者に対する刑事事件の判決であり，
刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類であるから，法は適用されない。

異議申立人は，刑事訴訟法53条の2の規定は，検察庁を開示請求先とする場
合にのみ適用されるものであって，検察庁以外の行政機関が訴訟に関する書類と
同一内容の情報が記載された行政文書を保有する場合において，当該行政機関を
開示請求先とする場合には，法の適用を受ける旨主張する。

しかし，上記のとおり，刑事訴訟法53条の2は，訴訟に関する書類の情報公
開を刑事司法手続の独自の制度に委ねるべきものとして法の適用を除外したので
あるから，訴訟に関する書類を検察庁において保管する場合に限定すれば明らか
にその趣旨を没却することになる。従って，異議申立人の主張は失当である。

なお，文書4 - 1 1及び4 - 1 2は，判決書そのものの写しではない可能性が
あるが，仮に刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類ではないとしても，上記
のとおり，法5条6号に該当するものである。

カ 文書4 - 1 3 (特定宗教団体作成にかかる誓約書)及び文書4 - 8 0 (特定個
人外1 2 3名作成にかかる誓約書)は，いずれも本件団体構成員が署名押印した
誓約書で，団体規約に賛同し誓約事項を遵守することを内容とするもので，個人
に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるから，法
5条1号に該当し，また，これらを開示すれば，上記3 (1)のとおり，本件団
体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので，本件団体に関する情報であっ

て、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

キ 文書4-14(弁護士作成にかかる陳述書)及び文書4-15(弁護士作成にかかる報告書)は、本件団体代表者の弁護士作成の陳述書及び報告書で、本件団体代表者との接見の状況に関するものであり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当する。

ク 文書4-16(平成12年1月7日付讀賣新聞)、文書4-19(平成11年12月2日付毎日新聞・同日付讀賣新聞)、文書4-20(平成11年12月27日付東京新聞・同日付朝日新聞)、文書4-21(平成11年12月22日付朝日新聞・その他同日付新聞)、文書4-22(平成11年12月3日付讀賣新聞)、文書4-29(平成11年7月22日付日刊スポーツ新聞・同日付スポーツニッポン・同日付報知新聞)、文書4-30(平成11年7月22日付下野新聞)、文書4-31(平成11年3月3日付日経新聞・同日付産経新聞・同日付報知新聞・同日付日刊スポーツ新聞)、文書4-32(平成11年10月25日付東京新聞)、文書4-36(平成11年4月27日付讀賣新聞・同日付日経新聞・同日付毎日新聞)、文書4-38(平成11年5月25日付日経新聞)、文書4-43(平成11年7月13日付産経新聞)、文書4-49(平成11年2月23日付日経新聞・同日付朝日新聞・同日付毎日新聞)、文書4-62(平成11年11月16日付東京新聞)、文書4-63(平成11年11月10日付朝日新聞夕刊)、文書4-64(平成11年11月1日付朝日新聞)、文書4-74(2000年1月19日付朝日新聞)は、いずれも新聞の抜粋で、本件団体の活動状況等を内容とするものである。

ケ 文書4-17(平成8年1月1日発行の雑誌「月刊現代」1月号)、文書4-45(1999年11月12日発行の雑誌「週間金曜日」)、文書4-51(1999年10月1日発行の雑誌「月刊むすぶ」)、文書4-53(1999年7月19日発行の雑誌「アエラ」)、文書4-54(1999年8月発行の雑誌「噂の真相」)、文書4-65(国際人権(自由権)規約委員会による「最終見解」(雑誌「自由と正義」vol.50))は、いずれも雑誌の記事の抜粋で、本件団体の活動状況等を内容とするものである。

コ 文書4-23、4-25及び4-27は、本件団体関係者の刑事事件の不起訴処分告知書であり、文書4-24、4-26及び4-28は、本件団体関係者の刑事事件に関して検察庁ないし裁判所宛てに弁護士が作成した書面であり、刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類であるから、法は適用されない。

異議申立人の主張及びそれが理由のないものであることは、上記文書4-7ないし4-12に同じである。

サ 文書4-33(特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる「申入書ご送付の

件」と題された書面及び申入書)は、本件団体構成員が特定宗教対策関係市町村連絡会に申し入れをなした内容であって、複数の本件団体関連施設について個別に使用状況などを記載したもの、文書4-34(1999年3月2日付特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる申入書)は、本件団体構成員が国及び関係省庁に申し入れをなした内容であって、本件団体構成員の生活状況等が記載されたもの、文書4-35(1999年4月27日付特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる申入書)は、本件団体構成員が国に申し入れをなした内容であって、本件団体構成員の生活状況等が、本件団体関連施設における周辺住民との関係についての具体的事例とともに記載されたものであり、いずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当し、また、これらを開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

シ 文書4-37(特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる申入書)は、本件団体構成員が国に申し入れをした内容、文書4-39(特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる申入書)は、本件団体構成員が衆議院自民党に申し入れをした内容、文書4-46(特定宗教地域問題緊急対策室から三和町長に宛てられた手紙)は、同対策室が三和町長に申し入れをした内容が記載されたもので、これらを開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

ス 文書4-40(特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる「特定宗教の現状と教団を取り巻く諸問題」と題された小冊子)は、周辺住民との関係の現状、法規制についての意見、本件団体の教義や宗教性について記載されたものであり、これらを開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

セ 文書4-41(特定個人ら作成にかかる「地域住民の皆様へ」と題された書面)は、本件団体構成員が居住場所周辺住民にあてて今後の生活についての意向を明らかにした書面、文書4-48(特定個人から三和町民に宛てられた手紙)は、特定個人が居住場所周辺住民に宛てて今後の生活についての意向を明らかにした書面、文書4-50(特定個人作成にかかる申入書)は、特定個人が地方自治体関係者に宛てて今後の生活についての意向を明らかにした書面で、いずれも、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号に該当し、また、これらを開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であ

って、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

ソ 文書4-42(栃木県大田原市議会本件団体対策特別委員会委員長作成にかかる「現地視察の要請について」と題された書面)は、同委員長が本件団体あてに本件団体関連施設の視察を要請するもの、文書4-47(三和町長から特定宗教地域問題緊急対策室にあてられた回答書面)は、特定宗教地域問題緊急対策室からの申し入れに対する回答であり、これらを開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

タ 文書4-44(共同通信24時間ニュース(ニフティ))は、ニュース情報の抜粋である。

チ 文書4-52(本件団体作成にかかる公安調査庁宛ての請願書)は、本件団体構成員が行政機関に対して団体規制法の適用について請願を述べた書面で、本件団体関連施設等への搜索差押え状況についての詳細な別表が添付されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号に該当し、また、これを開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当し、搜索差押えの詳細な状況についての記載があるので、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるので、法5条4号に該当する。

ツ 文書4-55ないし4-61は、衆議院及び参議院の法務委員会議録の抜粋で、団体規制法等の制定に関する議論の内容が記載されている。

テ 文書4-66(特定個人作成にかかる「教義に関する説明書」と題された書面)は、本件団体構成員による本件団体の教義についての説明を内容とするもので、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号に該当し、また、これを開示すれば、上記3(1)のとおり、本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、本件団体に関する情報であって、公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

ト 文書4-67ないし4-73及び4-86は、いずれも特定個人の陳述書であり、一連の事件についての見解及び現在の心境を述べたもので、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号に該当する。

ナ 文書4-75(2000年1月19日発行の「許すな!団体規制法(第二破防法)思想・言論・結社の自由の侵害に反対する」と題された小冊子)は、団体規

制法に反対する内容のものである。

ニ 文書4-76, 4-77, 4-82, 4-83は, いずれも特定個人の陳述書であり, 公安調査庁作成の資料に記載された当該特定個人らの言動について意見を述べるもので, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別できるものであるから, 法5条1号に該当する。

又 文書4-81(特定宗教団体破産管財人作成にかかる司法記者クラブ報道各社あてのFAX送信紙及び本件団体作成にかかる「教団財産の処理について」と題された書面)は, 破産管財人が司法記者クラブ報道各社に対して書面をファックス送信する旨の書面及び本件団体がその財産について表明した見解を内容とするもので, これを開示すれば, 上記3(1)のとおり, 本件団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので, 本件団体に関する情報であって, 公にすることにより本件団体の正当な利益を害するおそれがあり, 法5条2号イに該当する。

ネ なお, 申立人は, 文書4-16, 4-17, 4-19ないし4-22, 4-29ないし4-32, 4-36, 4-38, 4-43ないし4-45, 4-49, 4-51, 4-53, 4-54, 4-62ないし4-65, 4-74は, 新聞・雑誌の抜粋記事及び通信社の配信ニュースであり, 文書4-55ないし4-61も国会の議事録であるから, いずれも不開示とすることに正当な理由がない旨を主張するが, これらを開示すれば, 公安審査委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては上記のとおりであり, 申立人の主張は理由がない。

(5) 文書4-87(接見等禁止決定一部解除申立書)及び88(接見等禁止一部解除決定)

文書4-87は, 公安審査委員会が, 意見聴取期日通知の手續(団体規制法17条3項)等として本件団体の代表者に書面を送付するにあたり, 同人が刑事被告人であって接見禁止の裁判(刑事訴訟法81条)がなされていたので, 裁判所に対して, 接見等禁止決定の一部解除の職権発動を求めた文書の写しであり, 文書4-88は, この申立てを受けた裁判所が判断を示した決定書謄本である。

したがって, 上記各文書は, 刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類であり, 法は適用されない。

異議申立人は, 刑事訴訟法53条の2の規定は, 検察庁を開示請求先とする場合にのみ適用されるものであって, 検察庁以外の行政機関が訴訟に関する書類と同一内容の情報が記載された行政文書を保有する場合において, 当該行政機関を開示請求先とする場合には, 法の適用を受ける旨主張する。

しかし, 上記のとおり, 刑事訴訟法53条の2は, 訴訟に関する書類の情報公開を刑事司法手續の独自の制度に委ねるべきものとして法の適用を除外したのであるから, 訴訟に関する書類を検察庁において保管する場合に限定すれば明らかにその

趣旨を没却することになる。

したがって、異議申立人の主張は失当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成15年3月28日	諮問の受理
同日	諮問庁から理由説明書を收受
同年5月6日	異議申立人から意見書を收受
同年5月21日	本件対象文書(各審査会議録及び小委員会結果報告を除く。)の見分及び審議
同月28日	本件対象文書(各審査会議録及び小委員会結果報告)の見分及び審議
同年6月4日	審議
同月18日	審議
同年10月21日	諮問庁の職員(公安審査委員会事務局付検事ほか)からの口頭説明の聴取
平成16年1月30日	諮問庁から補充理由説明書を收受
同年2月4日	審議
同年3月3日	審議
同月10日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 公安審査委員会における審査手続について

公安審査委員会は、公安調査庁長官の請求があった場合に、破防法の規定に基づく解散指定処分や団体規制法の規定に基づく同庁長官の観察に付する処分(以下「観察処分」という。)を行うことができるとされており(破防法7条,11条,団体規制法5条,12条),同委員会においては、同庁長官の請求を受けて、破防法又は団体規制法の規定する処分要件の有無について審査を行い、請求に理由があるとして当該処分を行う決定をするか、請求に理由がないとしてこれを棄却する決定をするか、あるいは請求を不適法であるとして却下する決定を行うかの判断をすることとなる(破防法22条5項,団体規制法22条1項)。これらの公安審査委員会による決定は、同庁長官及び被請求団体に通知される(破防法24条1項,団体規制法24条1項)ほか、官報で公示される(破防法24条3項,団体規制法24条3項)。

上記のような審査を行う公安審査委員会の組織は、諮問庁が上記第3の1で述べるとおりであり、破防法及び団体規制法に基づく処分内容及び同委員会における審査手続の概要は、諮問庁が上記第3の2で述べるとおりである。

公安審査委員会においては、本件団体について、平成8年7月11日、公安調査庁長官から解散指定処分の請求を受け、平成9年1月31日、この請求を棄却する決

定を行い、平成11年12月27日、同庁長官から観察処分の請求を受け、平成12年1月28日、本件団体を、3年間、同庁長官の観察に付する処分を行う決定をしており、各決定の内容は、それぞれ平成9年2月4日付け官報号外特第2号及び平成12年2月1日官報号外特第2号において公示されている（以下、上記の決定を「本件棄却決定」、上記の決定を「本件観察処分決定」という。）。

さらに、公安審査委員会においては、本件団体について、平成14年12月2日、公安調査庁長官から観察処分の期間を更新する処分の請求を受け、平成15年1月23日、観察処分の期間を更新する決定をしており、その内容は、平成15年1月29日付け官報号外第17号において公示されている。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、公安審査委員会が本件棄却決定及び本件観察処分を行うに至った同委員会における各審査手続の中で、同委員会において作成された文書及び同委員会において提出を受けた文書のうち、同委員会委員長が、不開示又は一部開示としたものである。具体的には、破防法関係文書としては、別表1の審査会議録並びに別表2及び3に記載した各文書、団体規制法関係文書としては、別表1の審査会議録及び別表4及び5に記載した各文書である。

なお、上記各審査手続の中で公安調査庁が同委員会に提出した文書については、すべて同庁長官に移送され、同庁長官によって開示決定等が行われた。同庁長官が行った不開示決定及び一部開示決定に対しては、開示請求者から異議申立てがなされ、同庁長官から当審査会に諮問がなされた（団体規制法関係文書につき、平成14年諮問第153号、154号、350号、351号、破防法関係文書につき、平成14年諮問第352号）。

当審査会においては、上記各諮問事件について調査審議を行い、いずれも既に答申済みである（団体規制法関係文書につき、平成14年12月20日答申（平成14年度答申第392号、393号）及び平成15年10月20日答申（平成15年度（行情）答申第353号、354号）、破防法関係文書につき、平成16年1月16日答申（平成15年度（行情）答申第493号））。

3 本件対象文書の不開示情報該当性の判断について

本件対象文書の不開示部分及び諮問庁の説明する不開示理由は、別表1ないし5の3欄及び上記第3の3ないし5のとおりであり、これに対して、異議申立人は、上記第2の2のとおり主張して、不開示部分の開示を求めている。

本件対象文書には、本件団体の活動状況等に関する情報が記載されているものや公安審査委員会における審査手続の内容等に関する情報が記載されているものがあり、後記4及び5において、各文書ごとに、その記載内容に応じて個別に不開示情報該当性を検討する。

そこで、まず、上記のような情報の不開示情報該当性に関して、当審査会の基本的

考え方を整理しておくこととする。

(1) 本件団体の団体に関する情報の法 5 条 2 号イ該当性について

ア 団体の正当な権利利益の有無について

本件団体は、その構成員たる個々の信者が信教の自由の保障の下に結社し、団体として、宗教的行為その他の自律的な活動を行っているものと認められ、個々の信者には、本件団体における宗教的行為を他からの観察・監視を受けないで行う自由が憲法上保障されている。本件団体は、上記 1 のとおり、公安調査庁長官による解散指定の請求の対象とされ本件棄却決定を受けた後、本件観察処分決定を受け、さらにその期間を更新する決定を受けて、現在もなお同庁の観察に付されているものであるが、個々の信者の上記のような憲法上の自由の享受を確保することにつき、宗教団体としての正当な目的・利益を有するものであり、その観点からは、本件団体が団体として、その人的・物的構成要素や資産・負債の内容及びその活動状況について他者から観察・監視を受けないことが法 5 条 2 号イにおいて保護されるべき法人等の正当な権利利益に該当するものと言うべきである。

イ 正当な権利利益の侵害のおそれについて

(ア) 本件対象文書に記載されている情報には、後記のとおり、本件団体の具体的活動状況等に関するものが含まれており、このような活動状況等に関する情報が、いつ、どのような方法で、どの程度公表されるかは、本件団体の活動上重大な意義を有する事柄であると言えるのであって、公安審査委員会が本件棄却決定及び本件観察処分決定をした時点までの過去の時点における本件団体の組織実態及び活動状況等に関する情報であっても、それが一般に公にされた場合には、そのことによって、本件団体の自律的な意思形成や活動に支障が生じるおそれがあることは否定できない。

(イ) 本件対象文書に記載されている本件団体に関する情報は、公安審査委員会が破防法の規定する審査手続及び団体規制法の規定する審査手続の過程において、本件団体から提出を受けるなどしてその権限に基づいて収集したものである。公安審査委員会が行う審査手続は、それが実施されれば、対象となる団体の観察・監視を受けないという利益を害するものであるが、破防法及び団体規制法は、これら審査手続の対象となることによって受ける信教の自由等に対する重大な制約を、公共の安全の確保のために必要最小限度において厳格な要件の下にのみ許容しているものと解され、審査手続によって得られた情報の利用もその目的のために必要最小限度でのみ行うべきものと解される(破防法 2 条及び団体規制法 2 条)。

また、本件棄却決定及び本件観察処分決定は、上記 1 のとおり、官報に公示されており、官報公示された本件棄却決定及び本件観察処分決定を見ると、本件団体の主たる事務所の所在地、代表者の氏名等を始めとして、公安調査庁長

官の処分請求の内容及びその提出に係る証拠書類等の標目、本件団体の意見の内容とその提出に係る証拠書類等の標目、同委員会認定に係る各事実関係の内容及び認定の根拠、本件団体の意見に対する判断等が明らかにされている。

これらの官報公示は、破防法24条3項及び団体規制法24条3項の各規定に基づいて行われたものであるが、各項が公安審査委員会の決定を官報公示することとした趣旨は、決定の性質及び目的にかんがみ、決定の内容及び理由を官報公示によって広く一般国民に知らせることで、規制手続の公正とこれに対する国民の信頼を確保しようとしたことにあるものと解される。

このような官報公示の目的やその性質からすれば、破防法及び団体規制法は、官報公示される内容の限りにおいて解散指定処分及び公安調査庁長官の観察に付する処分の請求対象となった団体に関する情報が公にされることについては、各法の目的のために必要最小限度のものとして予定しているものと言うことができる。

そうすると、官報公示された内容を超えて、更に本件団体に関する情報を公にすることは、本件団体における宗教的活動等を不当に他からの観察・監視にさらすだけではなく、その具体的内容によっては、他からの誹謗・中傷や暴力的干渉等を引き起こす可能性があり得るものと認められる。

(2) 公安審査委員会の審査事務に関する情報の法5条6号柱書き該当性について

ア 本件対象文書に記載されている情報には、後記のとおり、公安審査委員会の審査手続において収集、分析、検討されたものが含まれており、このような情報は、同委員会の審査事務に関する情報に該当する。

公安審査委員会がどのような観点からどのような審査を行ったかについては、官報公示されている本件棄却決定及び本件観察処分決定に記載されている同委員会における審査の経過や認定の部分によりある程度明らかにされている上、本件団体に対しては、同委員会によって関係書類の一部が提供されている。

しかし、官報公示された各決定において明らかにされている範囲を超えて、公安審査委員会における個別の審査の内容やその手法等が分かる情報を一般に公すれば、公安審査委員会がどのような資料を収集分析し、どのような事実を認定し又は認定しなかったかなど、同委員会における審査の手法や観点等がすべて明らかになり、今後審査の対象となるべき団体等に関し、その実態を適正に認定することを困難にするおそれがあると言うことができるので、このような情報は、法5条6号柱書きに該当するものと認められる。

イ また、諮問庁は、上記第3の3(4)のとおり、団体規制法上の意見聴取期日を公開で行う場合を除き、原則として非公開で行われている公安審査委員会の審査手続においては、委員等を含む関係当事者は、いずれも手続が非公開であることを前提として、それぞれ審査手続に関与したものであって、本件対象文書には、

本件団体の活動拠点、資金関係及び同団体構成員の生活状況など、いまだ国民一般に知られておらず、また関係当事者において国民一般に知られることを望まない事項が含まれている場合があり、これらが公になれば、今後の公安審査委員会の審査にあたり、被請求団体において、その活動状況等が公になることを避けるため証拠提出を差し控えざるをえなくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるとして、このような情報は、公にすることにより、事務の性質上、公安審査委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する旨説明する。

公安審査委員会の審査手続において収集された被請求団体の活動状況等に関する情報は、それが当該被請求団体について法5条2号イの不開示情報に該当する場合はもちろん、当該被請求団体との関係では同号イの不開示情報に該当するとはまでは言えない場合であっても、当該団体の具体的な活動状況等を示す情報が官報公示された内容を超えて一般に公にされる場合があることとなれば、今後の審査手続において、被請求団体がその活動状況等に関する情報を示す証拠等を公安審査委員会に提出するのをちゅうちょすることとなる場合がないとは言えない。そうならば、公安審査委員会においては、十分な資料を収集した上で、破防法及び団体規制法に基づく団体規制の処分を行うか否かを適正に判断することに支障が及ぶことになると言うことができる。

したがって、上記のように言うことができる被請求団体の活動状況等に関する情報についても、法5条6号柱書きに該当するものと認められる。

後記4及び5においては、上記(1)及び(2)で述べた観点から、本件対象文書の性質及びその具体的記載内容に即して、不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

4 破防法関係文書の不開示情報該当性について

(1) 審査会議録及び文書2-1(小委員会結果報告)について

ア 審査会議録及び文書2-1は全部不開示とされており、当審査会において各文書を見分した結果によれば、審査会議録は、公安審査委員会において、公安調査庁長官による解散指定処分の請求に理由があるか否かを審査する審査会議を開催した日時、場所、出席者、会議の項目及び会議の状況等を各審査会議ごとに記載するとともに、当該審査会議における資料を添付するなどしているものであり、文書2-1の小委員会結果報告は、上記審査のために同委員会の委員の一部によって行われた小委員会の結果を審査会議において報告するため、小委員会を開催した日時、出席者及びその結果等を各小委員会開催ごとに記載するとともに、当該小委員会における資料を添付するなどしているものである。

イ 上記各文書のうち、審査会議の項目及びその具体的状況並びに小委員会の結果

等の記載部分と各資料等には、当該審査会議又は小委員会において検討された内容が詳細に記載されている。具体的には、審査の経過、処分の各要件に関する審査の在り方、委員の間で問題とされた事項及び当該事項に関する各種の考え方等が記載されており、文書2-1の各記載は、その性質上、審査会議録の各記載よりも具体的かつ詳細なものと言うことができるが、いずれについても、上記の各記載部分又は資料を見れば、同委員会における審査の過程を知ることができるのみならず、各委員の立場やその考え方を推測することができるものと認められる。

団体規制法は、処分の請求があったときは、公安審査委員会が公開による意見聴取を行わなければならないと規定するが、これを除き、破防法及び団体規制法は、同委員会における審議の内容の公開について規定していない。このことからすると、両法とも、同委員会における審査手続は、上記意見聴取を除き非公開とする趣旨と解することができる。上記各文書に記載されている審査会議及び小委員会についても、いずれも非公開で行われ、その具体的内容は官報公示した各決定においても明らかにされていない。このように、同委員会における審査が上記意見聴取を除いて非公開とされているのは、同委員会における審査の結果行われる処分が、対象となる団体の利害に重大な影響を及ぼすこととなるものであることから、その審査に当たっては、部外の評価等による不当な影響を極力排除して、各委員が公安調査庁長官や被請求団体から提出された意見書及び資料等を十分に精査検討し、これらに対して忌憚のない意見を相互に自由に述べることで審査を尽くすべきことを求めたものと解される。

そうすると、審査会議及び小委員会における審査の具体的内容を、決定後であっても公にすることとなれば、上記のような破防法及び団体規制法の趣旨に反し、官報公示された決定の内容を越えて公安審査委員会における審査の内容のみならず各委員の立場や考え方までもが明らかになり、それらが部外での評価、検討の対象とされることとなる。そうなれば、同委員会における審査の対象は、破防法及び団体規制法に基づいて破壊的団体等に対して団体規制処分を行うか否かという社会的にも重大な関心を集める事柄であって、当該被請求団体の構成員や活動状況等に関する個別具体的な資料を含む種々の要素を勘案し、公安調査庁及び被請求団体の主張の当否を判断することを要するものであることを考慮すると、今後の同委員会における審査において、各委員に、双方の主張や各種の資料等について忌憚のない意見を自由に述べることを求めるのが困難となるおそれがあるものと言うことができる。

また、上記のような審査内容は、上記3(2)アで述べた理由からも、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、上記各文書のうち、審査の具体的内容が記載されている部分は、全体として、これを公にすれば、今後公安審査委員会において適正な審査を行う

ことに支障が及ぶおそれがあり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示とするのが妥当である。

ウ 次に、上記各文書から審査の具体的内容が記載された部分を除いたその余の部分は、会議の開催日時及び出席者等の審査会議及び小委員会の形式的開催状況を示す部分である。

これらの部分は、各審査会議や小委員会における個別の記載のみでは公安審査委員会における審査の内容や進行状況を示すものとは言えない。しかし、各審査会議等についてこれらの記載を開示するとともにその余の記載部分を不開示とした場合には、開示された情報や不開示とされた部分の分量等を総合することで、これまでに一般に公にされていない各審査会議等の開催状況や各審査会議における審査の在り方等が明らかになり、これらの情報と官報公示された内容や同委員会においてマスコミにコメントした一定の内容とを照合分析等することで、同委員会における審査の個別具体的内容を推測したり、これに対する評価検討を行うことが可能となるものと言うことができる。決定後であってもこのような事項を公にすることとなれば、今後の同委員会における審査において、各委員において意見を述べたり、同委員会として審査を進めるに当たっては、事後的に一定の評価を受ける場合があることを念頭に置かざるを得ないこととなる。このような事態となれば、上記のような審査対象の性質を考慮すると、同委員会が適正な審査を行うことに支障が及ぶおそれがあると言うことができる。

したがって、上記各文書は、その記載の全体が法5条6号柱書きに該当すると言うことができ、部分開示すべき部分を認めることはできない。

エ 以上のとおり、審査会議録及び文書2-1の小委員会結果報告についてはその全体が法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条1号、2号イ、4号及び5号該当性について個別に検討するまでもなく、不開示とするのが妥当である。

(2) 文書1-1(委任状)について

文書1-1は、一部開示されており、本件団体の代表者の指印及び代理人4名の住所が不開示とされている。

まず、本件代表者の指印については、当審査会において上記文書を見分した結果によれば、同人の指紋の形状を示すものと認められるので、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる記述の部分に当たるものと認められる。そして、当該指印は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

次に、代理人4名の住所については、当審査会において上記文書を見分した結果によれば、弁護士である各代理人の事務所所在地、事務所名及びその電話番号が記

載されている。当該所在地等は、当該代理人の職業からすれば、法5条1号の個人に関する情報には該当せず、同条2号の事業を営む個人の当該事業に関する情報と認められ、本件団体に対して破防法に基づく解散指定処分の請求が認められるか否かを審査する公安審査委員会の審査手続において、本件団体の代理人として選任された弁護士の連絡先を示すものとして記載されているものである。

このような手続における代理人であること及び官報公示された本件棄却決定にも記載されていないことを考慮すると、弁護士の事務所所在地等について通常行われている取扱いをしんしゃくしても、なお当該所在地等を法に基づき一般に公にすれば、当該代理人の事業に関しその正当な利益を害するおそれがあることは否定し難いものと考えられる。したがって、当該所在地等の記載は、いずれも同号イの不開示情報に該当するものと認められ、不開示としたのは妥当である。

(3) 文書1-2(意見陳述期日開催決定書)について

ア 文書1-2は、公安調査庁長官の本件団体に対する解散指定処分の請求を受けて、公安審査委員会が行った処分の結果について、公安調査庁及び本件団体に対し意見を述べる機会を与えることを決定した際の決定書であり、同庁に意見を述べる機会を与える処分が記載された別紙1及び本件団体に意見を述べる機会を与える処分が記載された別紙2が、いずれも不開示とされている。

当審査会において上記別紙1及び2を見分した結果によれば、別紙1には、破防法22条2項1号の規定に基づいて公安審査委員会が本件団体、本件団体構成員及びその他の第三者から徴した報告書及び意見書についての処分年月日、処分結果及び調書番号並びに同項2号の規定に基づいて本件団体の代理人弁護士から同委員会に提出された物件の留置年月日、符号番号、品名、数量、提出者及び調書番号がそれぞれ記載されている。また、別紙2には、同項1号の規定に基づいて同委員会が公安調査庁調査官及びその他の第三者から徴した報告書についての処分年月日、処分結果及び調書番号並びに同項4号の規定に基づいて同委員会が公務所から提出を受けた資料についての処分年月日、処分結果及び調書番号がそれぞれ記載されている。

イ 上記 から までに記載されている各報告書等は、公安審査委員会における審査の対象とされたものであり、その一部については、その名称等が官報公示された本件棄却決定に記載されており、当該報告書等は、本件棄却決定において同委員会がした認定の根拠とされたものと認められる。これに対して、本件棄却決定に記載されていない報告書等は、同委員会における認定の根拠とされなかったものと言うことができる。

そうすると、本件棄却決定に記載されていない報告書等について、上記 の処分結果の欄、 の品名の欄、 の処分結果の欄及び の処分結果の欄にそれぞれ記載されている名称等を公にすれば、上記3(2)アのとおり、明らかにされて

いない同委員会における審査の手法や観点等が推測されるおそれがあると言うことができる上、 の本件団体提出に係る品名の欄の記載については、上記3(1)のとおり、これを公にすれば、本件団体の正当な利益を害するおそれがあると言うことができ、ひいては上記3(2)イのとおり、同委員会における適正な審査に支障を及ぼすおそれも認められるので、これらの名称等は、法5条6号柱書き及び同条2号イの不開示情報にそれぞれ該当するものと認められる。

これに対して、本件棄却決定に記載された報告書等の名称については、既に官報によって公にされており、公安審査委員会が当該報告書等について公安調査庁及び本件団体に意見陳述の機会を与えたことは明らかであると認められるので、法5条2号イ及び法5条6号柱書きのいずれの不開示情報にも該当しない。

また、別紙1及び2の報告書等の名称に含まれる個人の氏名については、それぞれ法5条1号の個人に関する情報であって特定個人を識別することのできるものに当たる。このうち、報告書等の名称に含まれる作成者たる本件団体構成員の氏名であって本件棄却決定に記載されて官報公示されたものについては、既に公にされており、上記 の調書番号1の欄に記載されている第三者の氏名については、文書1-7で既に開示されており、上記 の各公務所の長4名の各氏名については、慣行として公にされているものと認められるので、いずれも同号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には該当しないものと認められる。別紙1及び2の各報告書等の作成者として記載されている公安調査官の氏名については、本件棄却決定に記載されておらず、当審査会において文書1-2を見分した結果によっても、公安調査庁において慣行として公にされていないものと認められるので、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

ウ その他、各別紙の表題及び各表の欄の名称、上記 に記載されている処分年月日及び調書番号、 に記載されている留置年月日、符号番号、数量、提出者及び調書番号、 に記載されている処分年月日及び調書番号、並びに に記載されている処分年月日及び調書番号については、いずれもこれを公にしても、本件団体の正当な利益を害するおそれがあるとも、公安審査委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも言えず、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しない上、各作成者たる個人に関する情報としてみても、その作成者の氏名を除けばその権利利益を害するおそれはなく、法6条2項による部分開示すべき部分に当たるので、いずれも開示すべきである。

エ 以上のことから、不開示とされている別紙1及び2のうち、上記 については、調書番号3ないし19、55及び56の各処分結果欄の記載、上記 については、符号番号1ないし32、34ないし42、45ないし47の各品名欄の記載、上記 については、調書番号34、35、38及び44の処分結果欄の記載並びに公安調査官の氏名は、いずれも不開示としたのは妥当であるが、その余の記載は、

いずれも開示すべきである。

(4) 文書 1 - 3 (意見陳述期日変更等決定書) について

文書 1 - 3 は、文書 1 - 2 で決定した意見陳述期日を変更するとともに、その別紙 1 に加えて、公安審査委員会による処分の結果について公安調査庁に意見を述べる機会を与える旨を決定した際の決定書であり、処分の結果を記載している別紙が不開示とされている。

当審査会において文書 1 - 3 の別紙を見分したところ、そこに記載されているのは破防法 22 条 2 項 2 号の規定に基づいて公安審査委員会に提出された物件の留置年月日、符号番号、品名、数量、提出者及び調書番号であり、当該物件は、本件棄却決定に記載されて官報公示されているので、上記各記載は、上記(3)官報公示された報告書等について述べたのと同様に、法 5 条 2 号イ及び同条 6 号柱書きのいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、文書 1 - 3 の別紙は、開示すべきである。

(5) 文書 1 - 4 (意見陳述期日通知書) について

文書 1 - 4 は、文書 1 - 2 及び 1 - 3 で決定した内容を公安調査庁長官、本件団体代理人及び本件団体代表者に通知した際の通知書であり、いずれも、意見陳述期日の日時及び場所を記載した本文が開示され、意見を述べる機会を与える公安審査委員会の処分の結果を記載した別紙が不開示とされている。

当審査会において上記各別紙を見分した結果によれば、そこに記載されている処分結果は、それぞれ文書 1 - 2 及び 1 - 3 の別紙に記載された内容と同一のものと認められ、上記(3)で述べたのと同様の記載部分が法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

したがって、不開示とされている各別紙のうち、上記(3)及び(4)で開示すべきであった部分と同様の記載部分を、開示すべきである。

(6) 文書 1 - 5 (意見陳述期日調書) について

ア 文書 1 - 5 は、平成 8 年 12 月 16 日に行われた意見陳述期日の状況を記載した文書であり、当審査会において見分した結果によれば、1 枚目に事件名、日時、場所、出頭者、公安審査委員会において関与した者、期日の経過の要領、調書作成日及び作成者が記載されており、2 枚目以降が期日の概要の記載された別紙、速記録及び資料となっている。

このうち、1 枚目の出頭者の住所と 2 枚目以降の全部が不開示とされている。

イ 1 枚目に記載された出頭者の住所のうち、本件団体代表代行である個人の住所については、個人に関する情報であって特定個人を識別することができる記述の部分に当たり、官報公示された本件棄却決定にも記載されておらず、法 5 条 1 号ただし書イに該当すると認めるとはできず、同号の不開示情報に該当するものと認められる。

また、本件団体代理人である弁護士の本件住所については、上記(2)で述べたとおり、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

したがって、上記住所については、いずれも不開示としたのは妥当である。

ウ 別紙、速記録及び資料については、官報公示された本件棄却決定を見ると、意見陳述期日開催の事実が記載されているが、当審査会において文書1-5を見分した結果によれば、上記別紙に記載された期日の概要のうち、第1項には、手続の時間的経過が記載されているのみである。

これに対して、第2項には、官報に公示されていない意見陳述期日における公安調査庁及び本件団体の具体的な対応が記載されており、速記録及び資料においては、出頭した公安調査庁職員及び本件団体の代理人らの具体的な発言内容や行動等が記載されている。

したがって、別紙の第2項以下と速記録及び資料については、これを公にした場合には、官報公示された内容を超えて具体的かつ詳細な意見陳述期日の経過が明らかとなるものであり、全体として官報公示されていない本件団体の具体的な活動状況や弁明手続における行動及び公安調査庁による調査の具体的な内容等を含むものと言うことができ、上記3(1)及び(2)で述べた理由により、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するものと認められるので、不開示としたのは妥当である。

これに対して、別紙のうち冒頭から第1項までの記載部分については、意見陳述期日の手続の経過の概略を時系列に従って記載したものであり、法5条2号イ及び同条6号柱書きのいずれの不開示情報にも該当しないと認められ、そこに記載されている本件団体の代表代行及び代理人の氏名並びに公安調査庁職員の氏名も、既に上記1枚目で開示されていることから法5条1号ただし書イに該当し、同号の不開示情報には該当しないと認められる。

したがって、別紙の冒頭から第1項までの記載部分は、開示すべきである。

(7) 文書1-6(意見陳述期日の出席者についての通知)について

文書1-6は、本件団体代理人が、公安審査委員会に対し、意見陳述期日への出席予定者等を通知した際の文書であり、代理人弁護士の連絡先が不開示とされている。

代理人弁護士の連絡先については、上記(2)で述べたとおり、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

(8) 文書1-7(調書1の報告書入手調書)について

文書1-7は、特定宗教団体破産管財人たる弁護士から入手した報告書に係る調書であり、1枚目の事務所所在地及び2枚目以降が不開示とされている。

1枚目の事務所所在地については、官報公示された本件棄却決定に記載されておらず、上記(2)で述べたとおり、法5条2号イの不開示情報に該当すると認めら

れるので、不開示としたのは妥当である。

2枚目は調書本文の処分の要領欄に記載されている別紙であり、当審査会において見分した結果によれば、公安審査委員会が上記破産管財人から参考人として報告書の提出を受けた経過が記載されているのみであって、同委員会における審査の観点や手法等が記載されているものではなく、本件団体の活動状況等が記載されているものとも言えない。また、破産管財人に関する情報としても、弁護士という職業からして、個人に関する情報には該当せず、事業を営む個人の当該事業に関する情報と言うことができるが、既に当該破産管財人が同委員会に報告書を提出したことは開示されており、その正当な利益を害するおそれはない。したがって、2枚目は、法5条1号、2号イ、6号柱書きのいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

3枚目については、公安審査委員会が上記破産管財人に報告書の提出を求めた際の依頼文書である。このうち、記までの記載部分は、公安審査委員会から上記破産管財人に対して報告書の提出を求めることが記載されているのみであり、同委員会委員長の氏名及び同破産管財人の氏名も既に公にされているものと認められるので、法5条6号柱書き、同条1号及び同条2号のいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

これに対して、3枚目の記に続く記載部分には、どのような観点から報告書を求めたかが明らかになる記載がされており、官報公示された本件棄却決定に記載されていないことからすると、上記3(2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、不開示とするのが妥当である。

4枚目以降は、上記破産管財人からの報告書であり、その内容は本件団体の活動状況等を具体的に示すものであって、官報公示された本件棄却決定に記載されておらず、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

(9) 文書1-8(調書2の報告書入手調書)について

文書1-8は、本件団体が職権発動による取調べをするよう求めたのを受けて、公安審査委員会が本件団体構成員たる特定個人作成に係る陳述書を徴したことに係る調書であり、1枚目の生年月日及び住居と2枚目以降が不開示とされている。

上記生年月日及び住居については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる記述の部分に当たり、官報公示された本件棄却決定に記載されておらず、法5条1号ただし書イに該当しないので、同号の不開示情報に該当し、不開示としたのは妥当である。

2枚目以降は、特定個人の陳述書であり、当審査会において見分した結果によれば、本件団体の活動状況等が具体的かつ詳細に記載されており、上記3(1)で述べたとおり、全体として法5条2号イの不開示情報に該当すると認められ、上記3

(2)で述べたとおり、同条6号柱書きの不開示情報にも該当すると認められるので、同条1号該当性を判断するまでもなく、不開示としたのは妥当である。

(10) 文書1-9(調書21の資料入手調書)について

文書1-9は、公安審査委員会が、内閣内政審議室に対し資料の提出を求めて同審議室から受理した資料に係る調書である。

1枚目は開示されており、当審査会において見分した結果によれば、2枚目の公安審査委員会委員長が内閣内政審議室長にあてた依頼文書、3枚目の同室長が同委員長にあてた回答文書、4枚目以降の提出に係る資料が、いずれも不開示とされている。

2枚目及び3枚目のうち、記までの各記載部分は、公安審査委員会委員長と内閣内政審議室長との間の依頼及び回答の状況が記載されているのみであり、同委員長の氏名及び同室長の氏名は慣行として公にされているものと認められるので、法5条6号柱書き、同条1号及び同条2号のいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

これに対して、2枚目及び3枚目の記に続く各記載部分には、どのような観点から報告書を求めたかが明らかになる記載がされており、官報公示された本件棄却決定に記載されていないことからすると、上記3(2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、不開示とするのが妥当である。

4枚目以降は、内閣内政審議室から提出された資料であり、本件団体の活動に対する各種の対応状況等が記載されており、その内容は官報公示された本件棄却決定に記載されておらず、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

(11) 文書1-10(調書22及び24の資料入手調書)について

文書1-10は、公安審査委員会が法務省刑事局及び東京拘置所に対して提出を求めた資料に係る調書2通からなるものであり、当審査会において見分した結果によれば、それぞれ1枚目が開示され、2枚目以降の依頼文書、回答文書及び提出に係る資料がいずれも不開示とされている。

上記(10)で述べたのと同様の理由により、各依頼文書の記までの部分及び回答文書は開示すべきであるが、各依頼文書の記に続く記載部分及び各回答文書に別紙として添付されて提出された資料を不開示としたのは妥当である。

(12) 文書1-11(調書23の資料入手調書)について

文書11は、公安審査委員会が警察庁に対して提出を求めた平成8年版警察白書に係る調書であり、1枚目の調書本文、2枚目の依頼文書、3枚目の回答文書は開示されており、上記警察白書が、行政文書に該当しないとして不開示とされている。

警察白書は、異議申立人が主張するように現時点において容易に入手することが

できないとしても、法2条2項1号の白書に該当し、行政文書に該当しないので、不開示としたことは妥当である。

(13) 文書1-12及び1-13(調書25ないし27の報告書入手調書)について
文書1-12及び1-13は、本件団体構成員3名からの報告書の入手調書3通であり、それぞれ、調書本文の本件団体構成員の住居、依頼書及び回答書(添付資料がある場合は、当該添付資料を含む。以下、本項において同じ。)が不開示とされている。

本件団体構成員3名の住居は、いずれも個人に関する情報であって特定個人を識別することのできる記述の部分に当たり、慣行として公にされているとは言えず法5条1号ただし書イに該当しないので、同号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたのは妥当である。

各依頼書については、上記(10)で述べたのと同様の理由により、記までの記載部分はいずれも開示すべきであるが、記に続く記載部分はいずれも不開示としたのは妥当である。

各回答書については、当審査会において見分した結果によれば、いずれにも当該回答書を作成した本件団体構成員の連絡先や経歴等が記載されており、当該記載は法5条1号の個人に関する情報に該当し、同号ただし書イに該当しないものと認められ、当該個人の氏名が既に開示されているので法6条2項による部分開示もできず、当該氏名のみを開示しても有意とは言えない。また、本件団体の活動状況等が具体的かつ詳細に記載されており、上記3(1)で述べたとおり、全体として法5条2号イの不開示情報に該当し、上記3(2)で述べたとおり、同条6号柱書きにも該当すると認められる。したがって、同条4号該当性を判断するまでもなく、不開示としたのは妥当である。

なお、文書1-13の調書26の回答書には、押収品目録交付書の写しが添付されており、当該文書は捜査の過程で作成された文書であって、刑事訴訟法53条の2が訴訟に関する書類を法の適用の対象から除外した趣旨からすれば、それが写しであっても検察官以外のものが保有する場合であっても、同様に同条により法の適用の対象から除外されるものと解されるので、同交付書写しは法の適用対象とならないものと認められ、不開示としたのは妥当である。

(14) 文書1-14(調書28ないし33、36、37、39ないし43、45ないし48の報告書入手調書)について

ア 文書1-14は、公安調査庁長官から、職権を発動して同庁調査官作成の調査書の取調べをするよう求められ、公安審査委員会が同調査書を徴した決定をした際の調書であり、別添の調査書についてはすべて同庁長官に移送されており、66号決定においては、合計17通の調書本文のみについて一部開示とされ、公安調査官の氏名が不開示とされた。

当審査会において上記各調書本文を見分した結果によれば、不開示とされている公安調査官の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることとなる記述の部分に当たり、いずれも当時の大蔵省印刷局発行の職員録に記載されておらず、同庁において慣行として公にされているものとは認められないので、法5条1号ただし書イには該当せず、同号の不開示情報に該当するものと認められることから、不開示としたのは妥当である。

イ この点について、異議申立人は、破防法34条の規定がある以上、公安調査官は、その職務上のことについては氏名等についてのプライバシーの保護は及ばないと解釈されるべきであり、その氏名は、法5条1号ただし書の法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると解釈されるべきであり、不開示情報には該当しない旨主張する。

しかし、破防法34条の規定する公安調査官の証票の呈示義務は、いずれも公安調査官の調査に関し規定されており、特定の調査書を作成した公安調査官の氏名につき、法令の規定により公にすることが予定されているということとはできない上、実際に、調査に際して同条に基づいて証票の呈示が行われたとしても、そのことをもって、その氏名が一般に公にされたと言うこともできない。

そして、公安調査官が、破防法及び団体規制法の規定に基づく任意調査を行う立場にあり、任意調査は、その性質上、原則として調査対象の団体に対して調査の実施の有無や対象及び方法等を秘匿しつつ行わざるを得ないと解されることからすると、上記のとおり、当時の職員録に掲載されていない上記公安調査官の氏名については、これを慣行として公にすることが予定されているものと言うことはできない。

よって、異議申立人の上記主張を認めることはできない。

(15) 文書1-15、1-16及び1-17(調書50、52、54、51及び53の報告書入手調書)について

文書1-15、1-16及び1-17は、いずれも被請求団体の提出した報告書を徴することを決定した際の調書であり、調書本文は開示されているが、提出された報告書は、いずれも不開示とされている。

不開示とされている各報告書については、当審査会において見分した結果によれば、いずれも官報公示された本件棄却決定に記載されていない本件団体の活動状況等が詳細に記載されているものであり、上記3(1)で述べたとおり、法5条2号イの不開示情報に該当するものと認められ、上記3(2)で述べたとおり、同条6号柱書きの不開示情報にも該当すると認められるるので、不開示としたのは妥当である。

なお、文書1-17の調書53の回答書には、押収品目録交付書の写しが添付されており、同交付書の写しは、上記(13)で述べたとおり、刑事訴訟法53条の

2の訴訟に関する書類に該当すると認められるので、法の適用対象とならず、不開示としたのは妥当である。

(16) 文書1-18(調書59の報告書入手調書)について

文書18は、公安審査委員会が警察庁に対し報告を求めることを決定して同庁から報告書を受理した際の調書であり、調書本文は開示されているが、依頼文書、回答文書の本文及び別紙がいずれも不開示とされている。

上記(10)で述べたのと同様の理由により、依頼文書の記までの部分及び回答文書の本文は開示すべきであるが、依頼文書の記に続く記載部分及び回答文書の別紙として添付されて提出された資料は不開示としたのは妥当である。

(17) 文書1-19(申入書)及び20(意見書)について

文書1-19は、本件団体の申入書4通であり、文書1-20は、本件団体の公安審査委員会に対する意見の記載された文書であり、いずれも代理人弁護士の連絡先の記載部分が不開示とされている。

当審査会において上記各文書を見分した結果によれば、不開示とされた部分には、代理人弁護士の事務所の所在地や電話番号等が記載されており、当該記載は、上記(2)で述べたとおり、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

(18) 文書2-2(意見書)について

ア 文書2-2は、本件団体から提出された意見書であり、その全部が不開示とされている。

当審査会において見分した結果によれば、上記意見書には、公安調査庁長官による解散指定処分の請求に対する本件団体の意見が詳細に記載されており、本件団体提出に係る証拠についても、その内容や証明すべき事項を個別に記載しており、全体として、上記請求に対する本件団体の考え方を詳細に示すものであると同時に、本件団体の活動状況等を具体的かつ詳細に示すものであると認めることができる。

官報公示された本件棄却決定においては、公安調査庁長官の請求に対する本件団体の意見の一部の概要が記載されているが、上記意見書に記載されているような詳細かつ具体的な意見は明らかにされていない。

そうすると、上記3(1)で述べたとおり、上記意見書の記載は、法5条2号イの不開示情報に該当するものと認められると同時に、その詳細かつ具体的内容に照らすと、これを一般に公にすることとすれば、上記3(2)で述べたとおり、今後の公安審査委員会における適正な審査に支障が及ぶおそれも否定できない。

イ この点について、異議申立人は、後記5の団体規制法関係文書については、官報公示された本件観察処分決定において、本件団体の意見書が掲載されていることから、文書2-2についても、法5条6号該当性は認められない旨主張する。

本件観察処分決定には、異議申立人の指摘するとおり、本件団体の意見書が掲載されていることが認められる。しかし、公安審査委員会においては、破防法が決定の官報公示を求めた趣旨にかんがみて、同法の解散指定処分の請求について審査した上で本件棄却決定を行い、その内容を官報に公示したものであり、当該内容を越えてさらに本件団体の主張等を明らかにすることとなれば、上記3(2)で述べたような審査に支障が及ぶおそれは否定できないものと言わざるを得ず、このことは、別個の手續において別個の観点から作成された観察処分決定の内容によって左右されるものとは言えない。

ウ また、上記意見書には、表題、その作成者たる本件団体の表示、本件団体の代表者の表示、代理人の表示及び提出先の公安審査委員会委員長の表示があり、これらの記載については、法5条2号イ及び同条6号柱書きのいずれの不開示情報にも該当せず、個人に関する情報としても、代表者の署名及び指印並びに代理人の印影を除き、法5条1号及び同条2号イのいずれの不開示情報にも該当しないものと認められるが、上記意見書が本件団体から同委員会に提出されたことは既に明らかである以上、上記各記載のみでは有意とは言えない。

オ したがって、文書2-2の意見書を不開示としたのは妥当である。

(19) 文書2-3及び2-4(接見禁止決定解除申立及び解除決定)について

文書2-3及び2-4は、公安審査委員会委員長の東京地裁に対する本件団体代表者の接見等禁止決定の一部解除申立書及び同申立てに対する同地裁の接見等禁止一部解除決定である。

接見等禁止は、刑事訴訟法81条の規定する裁判所の決定に基づくものであり、これを解除する決定も、同条の規定する裁判所の権限に基づいて行われるものと解されることからすれば、当該裁判所の権限の発動を求める上記申立書及び上記接見等禁止の一部解除の決定書は、いずれも刑事訴訟法53条の2の規定する訴訟に関する書類に該当するものと認められ、上記(13)で述べたとおり、それを検察官以外のものが保有する場合であっても、同様に同条により法の適用の対象から除外されるものと解される。

したがって、文書2-3及び2-4については、いずれも法が適用されず、不開示としたのは妥当である。

(20) 文書2-5(証拠申出書)について

文書2-5は、本件団体が公安審査委員会に提出した証拠申出書2通であり、いずれもその全部が不開示とされている。

当審査会において上記各証拠申出書を見分した結果によれば、上記各証拠申出書には、本件審査における本件団体の考え方、証拠の具体的内容及びその立証趣旨等が詳細に記載されており、その内容を見れば、本件団体の活動状況等を知ることができるものであって、その内容は、官報公示された本件棄却決定には記載されてい

ないものと認められる。

したがって、上記(18)の意見書と同様に、その記載内容は、法5条2号イ及び同条6号柱書きに該当するものと認められ、作成者及びあて先のみでは有意とは言えないので、その全部を不開示としたことは妥当である。

(21) 文書2-6(取調決定書)について

ア 文書2-6は、公安審査委員会が破防法22条2項に定める処分を決定した際の決定書であり、いずれも全部が不開示とされている。

当審査会において見分した結果によれば、文書2-6は、特定宗教団体の破産管財人から報告書を徴することの決定書、特定個人作成の文書を徴することの決定書、本件団体が任意に提出した物件を留置することの決定書3通、内閣内政審議室、法務省刑事局、警察庁及び東京拘置所から資料の提出を求めることへの決定書4通、本件団体構成員3名から報告書を求めることへの決定書、公安調査庁公安調査官作成の調査書を徴することへの決定書、本件団体作成の報告書4通を徴することへの決定書、本件団体作成の書面を徴することへの決定書2通、特定個人が任意に提出した物件を留置することへの決定書、行政機関に対し報告又は資料の提出を求めることへの決定書からなるものである。

イ 上記の決定書の本文には、各委員の職名並びに署名及び印影が記載されており、これらの記載は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる記述の部分に該当するが、いずれも公安審査委員会委員としての職務遂行上記載又は押なつされたものであることからすると、その職名は法5条1号ただし書八に該当し、その署名及び印影についても、その氏名が慣行として公にされているものである以上、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、いずれも同号の不開示情報には該当しない。

また、上記本文の前文、決定内容及びその他の記載事項は、いずれも文書1-7の報告書入手調書で既に開示されて明らかにされているものと認められる上、当該報告書については官報公示された本件棄却決定にもその存在が記載されていることから、法5条6号柱書きの不開示情報には該当しないものと認められる。

したがって、決定書本文は、開示すべきである。

しかし、別紙には、公安審査委員会が当該破産管財人に報告を求めた事項が記載されており、上記(8)で述べた文書1-7の3枚目の記に続く記載部分と同様に、不開示としたのは妥当である。

ウ 上記の決定書の本文については、各委員の署名押印は上記イと同様の理由により不開示情報に該当せず、前文、決定内容及びその他の記載は、取調べを決定した資料の種類等が記載されているのみであり、本件団体の具体的活動状況を示すものとも、公安審査委員会における審査の手法や観点等を示すものとも言えず、法5条2号イ及び同条6号柱書きのいずれにも該当しないので、決定書本文は開

示すべきである。

別紙には、特定個人作成の文書の作成年月日、標目等、作成者及び備考の各欄にそれぞれ記載がされており、冒頭の文書の存在及びその作成者は官報公示された本件棄却決定に記載されており、上記(9)で述べた一部開示されている文書1-8が当該文書に係る入手調書であるが、その他の文書については本件棄却決定に記載されていないものと認められる。

したがって、上記(3)で文書1-2について述べたのと同様の理由により、冒頭の文書を除くその他の文書の文書標目等及び作成者の各欄の記載は、いずれも不開示としたのは妥当であるが、その余の部分はいずれも開示すべきである。
エ 上記の各決定書本文については、上記ウと同様の理由により、いずれも開示すべきである。

各別紙には、本件団体の提出した物件について、番号、品名、数量、提出者及び備考(本件団体の付した証拠番号)の各欄にそれぞれ記載がされており、これらの物件は、官報公示された本件棄却決定に記載されているものと記載されていないものとに分けることができる。

したがって、上記(3)及び(4)で文書1-2及び1-3について述べたのと同様の理由により、各別紙のうち、作成順で1通目の決定書別紙の番号1ないし32、34ないし42、45及び46の各品名の記載、同2通目の決定書別紙の品名の記載は、いずれも不開示としたのは妥当であるが、これらの記載を除いたその余の部分は、いずれも開示すべきである。

オ 上記の各決定書の本文には、公安審査委員会が上記各行政機関から資料の提出を受けた事実が記載されているが、当該事実は、官報公示された本件棄却決定に記載されており、その余の記載も上記ウと同様の理由により不開示情報に該当しないので、決定書本文は、いずれも開示すべきである。

警察庁に対して資料の提出を求めた決定書には別紙が添付されていないが、内閣内政審議室、法務省刑事局及び東京拘置所に対するものには、別紙が添付されている。各別紙には、資料の提出を求めた事項が具体的に記載されているので、上記(10)及び(11)で文書1-9及び1-10について述べたのと同様の理由により、別紙を不開示としたのは妥当である。

カ 上記の決定書の本文には、公安審査委員会が本件団体の構成員3名から報告書の提出を受けた事実が記載されているが、当該事実は、官報公示された本件棄却決定に記載されており、その余の記載も上記ウと同様の理由により不開示情報に該当しないので、決定書本文は開示すべきである。

別紙には、各構成員に報告書の提出を求めた事項が具体的かつ詳細に記載されているので、上記(13)で文書1-12および1-13について述べたのと同様に、不開示としたのは妥当である。

キ 上記 の決定書本文については、上記ウと同様の理由により、開示すべきである。

別紙には、公安調査官作成の調査書の作成年月日、作成者及び備考の各欄があり、備考欄には一部の調査書について、その内容が記載されている。各記載は、上記(3)で述べた文書1-2の別紙2の部分に対応するものであるので、それと同様に、作成者たる公安調査官の氏名及び備考欄の記載のある部分を不開示としたのは妥当であるが、その余の部分は、いずれも開示すべきである。

ク 上記 の決定書については、上記ウと同様の理由により、開示すべきである。

別紙には、作成年月日及び報告書の表題の各欄がある。作成年月日及び報告書の表題の各記載は、上記(3)で述べた文書1-2の別紙1の部分に対応する記載があり、いずれも官報公示された本件棄却決定に記載されているものであるので、別紙も開示すべきである。

ケ 上記 の各決定書のうち、本件団体作成の書面1通に係るものに記載されている公安審査委員会が当該書面の提出を受けた事実は、官報公示された本件棄却決定に記載されており、その余の記載も上記ウと同様の理由により不開示情報に該当しないので、当該決定書は、開示すべきである。

これに対して、本件団体作成の書面2通に係るものに記載されている公安審査委員会が当該各書面の提出を受けた事実は、官報公示された本件棄却決定に記載されておらず、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、当該情報は法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当し、当該記載を除くと、その余の記載のみでは有意とは言えないので、不開示としたのは妥当である。

コ 上記 の決定書本文については、当該物件を提出した者の氏名が記載されており、当該記載は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに当たるが、その職は法5条1号ただし書八に該当し、その氏名についても慣行として公にされているものであって同号ただし書イに該当するので、同号の不開示情報に該当せず、その余の記載も上記ウと同様の理由により不開示情報に該当しないので、決定書本文は開示すべきである。

別紙には、物件の番号、品名、数量、提出者が記載されており、公安審査委員会が当該物件の提出を受けた事実は官報公示された本件棄却決定に記載されているため、当該情報は法5条6号柱書きの不開示情報に該当せず、提出者の記載も上記本文と同様に法5条1号の不開示情報に該当しないので、別紙も開示すべきである。

サ 上記 の決定書の本文には、公安審査委員会が行政機関に報告又は資料の提出を求めることを決定した旨が記載されている。その結果提出された報告書については官報公示された本件棄却決定に記載されているので、当該記載は法5条6号柱書きの不開示情報に該当せず、その余の記載も上記ウと同様の理由により不開

示情報に該当しないので、決定書本文は開示すべきである。

別紙には、公安審査委員会が上記行政機関に報告又は資料の提出を求めることとした事項が具体的かつ詳細に記載されており、当該事項は官報公示された本件棄却決定に記載されていないことから、当該情報は、上記3(2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

(22) 文書2-7(報告書入手調書及び留置調書)について

ア 文書2-7は全部不開示とされており、当審査会において見分した結果によれば、公安審査委員会が特定個人作成の文書を徴した際の入手調書(当該文書添付のもの)17通、本件団体が同委員会に物件を提出した際の留置調書3通、本件団体が同委員会に文書を提出した際の入手調書(当該文書添付のもの)2通、特定個人の任意提出書及び当該提出に係る物件の留置調書からなるものである。

イ 上記の入手調書17通(調書3ないし19)は、上記(21)ウで述べた文書2-8の決定書の別紙に記載された文書のうち、官報公示された本件棄却決定に記載されていないものに対応するものであるので、各入手調書に記載されている文書の作成者の氏名、職業及び住居は法5条1号ただし書イに該当せず、同号の不開示情報に該当するとともに、当該特定個人作成に係る文書の種類及び当該文書自体は、上記3(1)及び(2)で述べたことから、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

上記各部分を除くと、その余の部分は有意とすることができず、上記の各入手調書は、不開示としたのは妥当である。

ウ 上記の留置調書3通(調書20, 49, 57)は、上記(21)エで述べた文書2-6の決定書に記載された物件に対応するものである。

各留置調書の本文の提出者欄に記載された本件団体代理人の氏名、職業及び住所は、上記(2)で述べたとおり、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し、氏名及び職業の記載は法5条2号イに該当せず、開示すべきであるが、事務所の記載は、同号イに該当し、不開示としたのは妥当である。

処分に関与した者の欄に記載された公安審査委員会委員の職及び氏名は、法5条1号ただし書八及びイに該当し、同号の不開示情報に該当しないので、開示すべきである。

調書作成者として署名及び印影が記載されている委員及び法務事務官については、いずれもその氏名は慣行として公にされているものと認められるので、上記(21)イで述べたのと同様の理由により、開示すべきである。

その他の調書番号、表題、事件名、処分の要領の記載及び作成日付は、いずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

各留置物件目録の記載については、上記(21)エで述べた文書2-6の各決定書の記載と同一であるので、各品名欄の記載のうち、上記(21)エで当審査会が不開示としたのは妥当と判断した部分に対応する記載については、これらを開示としたのは妥当であるが、その余の部分は、いずれも開示すべきである。

エ 上記の各入手調書は、上記(21)ケで不開示としたのは妥当であると判断した文書2-6の決定書に対応するものであるので、同様の理由により、不開示としたのは妥当である。

オ 上記の任意提出書及び留置調書は、上記(21)コで開示すべきと判断した文書2-6の決定書に対応するものである。

任意提出書の提出者欄には特定個人の住居、電話番号及び氏名が、留置調書本文の提出者欄には特定個人の氏名、職業及び勤務地が、留置物件目録には提出者の住居・氏名が記載されているが、氏名及び職業については、法5条1号ただし書イ及びハに該当し、住居には勤務地が記載されており、電話番号も勤務先のものであることが明らかであって、勤務地及び電話番号についても同号ただし書イに該当すると認められるので、いずれも開示すべきである。

その他の記載についても、上記(21)コ及び上記ウで述べたのと同様の理由により、いずれも開示すべきである。

(23) 文書2-8(留置物件43, 48)について

文書2-8の留置物件43は、本件団体提出に係る書類であり、同48は、同じくビデオテープであって、いずれも官報公示された本件棄却決定にその品名が記載されているものであるが、いずれの留置物件についても、その具体的内容までは本件棄却決定に記載されていない。

当審査会において見分した結果によれば、いずれも本件団体の活動状況等を示すものと言うことができるので、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、不開示としたのは妥当である。

(24) 文書2-9(留置物件44, 49)について

文書2-9の留置物件44は、市販された書籍であり、同49は官報号外であって、いずれも法の適用対象外であるとして、不開示とされている。

上記書籍及び官報号外は、法2条2項1号に該当するものと認められるので、いずれも法の適用対象となる行政文書には該当せず、不開示としたのは妥当である。

(25) 文書2-10(留置物件33)について

文書2-10の留置物件33は、冒頭陳述書の写しであり、法の適用対象外であるとして、不開示とされている。

冒頭陳述書は刑事訴訟の公判手続において検察官が作成し、裁判所に提出されるものであって、刑事訴訟法53条の2の訴訟に関する書類に該当する。上記(1

3) で述べたのと同様に、その写しを検察官以外のものが保有する場合であっても、同様に同条により法の適用の対象から除外されるものと解されるので、冒頭陳述書写しは法の適用対象とならないものと認められ、不開示としたのは妥当である。

(26) 文書2-11(その他の留置物件)について

文書2-11の各留置物件は、いずれも本件団体が公安審査委員会に提出したものであって、全部不開示とされている。

上記各留置物件については、その品名及び内容はいずれも官報公示された本件棄却決定に記載されていないが、本件棄却決定に記載された物件の符号番号からおおよその数量等は推測することができるものである。

また、本件対象文書の中で言えば、上記(3)で述べた文書1-2の意見陳述期日通知書の別紙1、上記(4)で述べた文書1-3の意見陳述期日変更等決定書の別紙、上記(5)で述べた文書1-4の意見陳述期日通知書の別紙、上記(21)エで述べた文書2-6の各決定書及び上記(22)ウで述べた文書2-7の各留置調書に、上記各留置物件の品名及び数量が記載されている。

これらの文書における上記各留置物件に対応する物件の記載については、それぞれ上記各項において、その品名については不開示とすべきものであるが、その数量や提出者等については開示すべきものとの当審査会の判断を示しているものである。

当審査会において上記各留置物件を見分したところによれば、本件団体がどのような観点で証拠物件を選択して提出したかが明らかになるものであって、その内容は本件団体の活動状況を直接かつ具体的に示すものと言うことができる。

したがって、上記各留置物件を公にすることとなれば、これまで明らかにされていない本件団体の活動状況等が明らかになるのみならず、同委員会が今後の審査手続において被請求団体から十分な資料の提出を受けて適正な審査を行うことに支障を及ぼすおそれがあると言うことができ、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められるので、各物件の品名も含めて、その全部を不開示としたことは妥当である。

5 団体規制法関係文書の不開示情報該当性について

(1) 審査会議録について

審査会議録は全部不開示とされている。

当審査会において見分した結果によれば、審査会議録は、公安審査委員会において、公安調査庁長官による本件団体に対する観察処分の請求に理由があるか否かを審査する審査会議を開催した日時、出席者、会議の項目及び会議の状況等を各審査会議ごとに記載し、当該会議における資料を添付するなどしているものであり、これを公にすれば、同委員会における審査の過程を知ることができるのみならず、各委員の立場やその考え方を推測することができるものと認められる。

したがって、上記4(1)で述べたのと同様の理由により、その記載の全体が法

5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条4号及び5号該当性について個別に検討するまでもなく、不開示とするのが妥当である。

(2) 文書3-1(意見陳述期日調書)について

ア 公安審査委員会は、観察処分の請求があったときは、公開による意見聴取を行わなければならない(団体規制法16条)、意見聴取は、同委員会が指名する委員長又は委員(以下「指名委員等」という。)が指揮する(同法17条1項)。

文書3-1は、公安審査委員会が、本件団体に対する観察処分の請求を受けて行った意見聴取の経緯及び内容を記載したものであり、当審査会において見分したところ、被請求団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者又は主幹者、日時、場所、指名委員等の職名及び氏名、出頭した被請求団体の役職員等、出席した公安調査庁の職員、意見聴取の経過、被請求団体役職員等の陳述の要旨及び公安調査庁職員の発言の要旨、出頭者提出の証拠書類等、その他重要事項の各欄に記載がなされ、本文末尾に作成日付、委員長の署名及び印影、作成者たる事務官の氏名が記載されているほか、資料が添付されている。

このうち、欄の出頭者5名の住所又は事務所の記載、欄の公安調査官5名中2名の氏名、欄以降の本文記載の全部、添付資料の全部が、いずれも不開示とされている。

イ 上記欄で不開示とされている住所又は事務所の場所のうち、本件団体代表代行とされる特定個人の住所及び本件団体代理人のうち大学教授である者の住所については、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる記述の部分に当たる。

本件観察処分決定を見ると、本件団体の意見書が添付されており、そこに、代表者として、上記本件団体代表代行とされる特定個人の氏名、職業とともに住所が記載されていて、決定書本文とともに、団体規制法の規定に基づいて官報公示されている。しかし、そのことをもって、住所という個人情報の性質にかんがみると、本件団体代表代行である特定個人の住所が慣行として公にされているとまで言うことはできず、法5条1号ただし書イには該当しないと言うべきであるので、上記住所は同号の不開示情報に該当するものと認められ、不開示としたのは妥当である。

本件団体代理人のうち大学教授である者の住所については、本件観察処分決定に記載されておらず、法5条1号ただし書イに該当するとは認められないので、同号の不開示情報に該当し、不開示としたのは妥当である。

本件団体代理人のうち弁護士である者3名の事務所所在地については、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するものと認められるが、当該事務所所在地も、本件観察処分決定に添付された本件団体の意見書に記載されて官報公示されている。したがって、これを公にしても、当該事業を営む個人の正当な利益

を害するおそれがあるとは言えず、法5条2号イの不開示情報に該当しないものと認められるので、開示すべきである。

ウ 上記 欄で不開示とされている公安調査官2名の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる記述の部分に該当し、公安調査官としてその氏名が慣行により公にされているとすることはできないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

なお、異議申立人は、団体規制法30条により準用されている破防法34条の規定に基づく公安調査官には身分を示す証票の呈示義務があること及び意見陳述期日は公開されていることから、公安調査官2名の氏名は不開示情報に該当しない旨主張しているが、前者の主張については、上記4(14)イで述べたとおり、理由がない。

後者の主張については、まず、団体規制法16条が意見聴取期日の公開を規定したのは、団体規制手続を公開して国民一般による監視を可能とするとの趣旨によるものと解され、意見聴取期日において明らかになった事柄すべてがその後においても公にされるべきものと予定されているとすることはできない。そうすると、意見聴取期日において、上記各公安調査官の氏名が明らかにされたとしても、そのことをもって、法令の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されているとすることはできず、この主張も理由がない。

したがって、上記異議申立人の各主張は、いずれもこれを採用することはできない。

エ 上記 欄には、意見聴取期日における手続経過の概略が時系列に沿って記載されているほか、指名委員等以外に出席した公安審査委員会委員の氏名が記載されている。

その記載が公にされれば、本件団体側の出頭者及び公安調査庁職員のだれが、いつ発言したかが分かるものであるが、本件団体の具体的活動状況が判明するものとまで言うことはできず、公安審査委員会の審査における手法や観点等を示すものとも言うことができないので、法5条2号イ、6号柱書きのいずれの不開示情報にも該当するとは認められない。

また、指名委員等以外に出席した委員の記載についても、出席委員に偏り等があるとも言えず、諮問庁が、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めたことに相当の理由があるとも言えないので、法5条4号の不開示情報に該当するとは認められない。

したがって、上記 欄の記載はいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

オ 上記 欄及び 欄には、いずれも、別添資料のとおりである旨の記載があるだ

けであって、いずれの不開示情報にも該当しないので、開示すべきである。

カ 上記 欄には、期日前、期日中及び期日後に提出された書面のやりとりの状況と意見聴取の終結に関する記載がある。

各書面のやりとりの概要は、官報公示された本件観察処分決定に記載されている上、公安調査庁提出に係る書面については、その存在が同庁長官に移送されて同庁長官が行った不開示決定（平成14年（行情）諮問第350号に係る平成15年度（行情）答申第353号参照）において既に明らかにされているものであるし、本件団体提出に係る書面についても、官報公示された本件観察処分決定に添付されているもの及び上記公安調査庁提出書面に対応するものであって、いずれも未だ明らかにされていない本件団体の活動状況を示すものとも、公安審査委員会の審査の手法や観点等を示すものとも言うことができないので、法5条2号イ及び同条6号柱書きのいずれの不開示情報にも該当するとは認められない。

また、書面を作成した特定個人の氏名が記載されているが、当該書面も本件観察処分決定に添付され官報公示されて既に公にされているものであり、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号の不開示情報に該当しない。

意見聴取の終結に関する記載も、上記と同様に、いずれの不開示情報にも該当しない。

したがって、上記 欄の記載は、すべて開示すべきである。

キ 上記 欄には、公安審査委員会委員長の職名、署名及び印影並びに作成者たる法務事務官の職名、署名及び印影が記載されているが、委員長及び法務事務官の氏名については、いずれも慣行として公にされているものと認められるので、上記（21）イで述べたのと同様の理由により、法5条1号の不開示情報には該当しないと認められ、その余の日付の記載も、いずれの不開示情報にも該当しないと認められる。

したがって、上記 欄の記載は、すべて開示すべきである。

ク 添付されている資料のうち、本件団体側の出頭者の陳述及び公安調査庁職員の発言を記録した書面については、当審査会において見分した結果によれば、意見聴取期日における本件団体側出頭者及び同庁職員の行動状況、本件団体の具体的活動状況等や同庁による本件団体に対する調査結果の具体的内容を示すものと言うことができる。

団体規制法16条の規定により意見聴取期日を公開することとされている趣旨は、上記（2）ウで述べたとおりであって、意見聴取期日において明らかになった事柄すべてがその後においても公にされるべきものと予定されていると言うことはできない上、官報公示された本件観察処分決定を見ても、意見聴取期日における本件団体及び公安調査庁の具体的対応までは記載されていないことからすれば、上記資料は、上記3（1）および（2）で述べたとおり、法5条2号イ及び

同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められるので、不開示としたのは妥当である。

ケ 上記クの書面の外に添付されている資料は、本件団体側出頭者提出の証拠書類等の標目及び意見聴取に関して本件団体から提出された書面である。

なお、公安調査庁提出の回答書2通及び意見書2通については、同庁長官に移送され、本件対象文書には含まれていない。

(ア) 本件団体提出に係る書面のうち、本件団体側出頭者提出の証拠書類等の標目として提出された証拠説明書については、本件開示請求に対して別途全部開示されている証拠説明書と同一の内容のものである上、本件観察処分決定に添付されて官報公示もされており、各証拠の説明内容としては既に公にされているものと認められるので、いずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件団体提出に係る書面のうち、意見書(1)、意見書(2)、意見書(3)、意見書(4)及び意見書(5)については、添付の一覧表等(その一部訂正に関する文書を含む。以下同じ。)を除いて、本件観察処分決定に添付されて官報公示され、既に公にされているものと認められるので、官報公示された部分に記載されている本件団体に関する情報は法5条2号イの不開示情報に該当せず、同様の公安審査委員会の審査に関する情報も同条6号柱書きに該当しない。

ただし、各意見書に記載されている本件団体代理人3名の印影については、弁護士たる各代理人が弁護士業務を遂行する上で使用している印鑑による印影であるものと認められ、事業を営む個人の当該事業に関する情報に当たる。確かに、既に開示された本件観察処分決定においては添付されている意見書に記載されている上記各印影がそのまま開示されているものの、官報公示された本件観察処分においては印影までは記載されておらず、本来、その形状が一般に公にされているとまで認めることはできないと言うべきである。したがって、上記各印影を公にすれば、上記各代理人の正当な利益を害するおそれがないとは言えず、法5条2号イの不開示情報に該当するものとして、不開示とするのが妥当である。

また、上記各意見書の一部に記載されている本件団体代表代行の住所については、上記イで述べたとおり、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示とするのが妥当である。

また、上記各意見書に添付されている一覧表(その一部訂正に関する文書を含む。以下同じ。)については、官報公示された本件観察処分決定に記載されておらず、当審査会において見分した結果によれば、本件団体の活動状況等を具体的かつ詳細に示すものと言うことができるので、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、不開示としたのは妥当である。

したがって、上記各意見書については、各代理人の印影、本件団体代表代行の住所及び一覧表を除き、開示すべきである。

- (ウ) 本件団体提出に係る書面のうち、本件団体代表代行の陳述書については、その全文が本件観察処分決定に添付されて官報公示され、既に公にされているものと認められるので、いずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。
- (エ) 本件団体提出に係る書面のうち、質問事項書2通については、いずれも本件観察処分決定には添付されておらず、官報公示されていない。

当審査会において見分した結果によれば、各質問事項書を公にすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、代理人弁護士印影も同条2号イに該当するものと認められ、これらの記載内容を除けばその余の記載のみでは有意と言うことはできないので、不開示とするのが妥当である。

(3) 文書3-3(委任状)について

文書3-3は、本件団体代表代行が作成した大学教授に対する委任状であり、委任者である代表代行の住所及び受任者である大学教授の住所が、いずれも不開示とされている。

上記代表代行の住所については、上記(2)イで述べたとおり、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

上記大学教授の住所は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる部分に当たり、官報公示されておらず慣行として公にされていると認めることはできないので、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたのは妥当である。

(4) 文書3-4(委任状)について

文書3-4は、本件団体代表代行が作成した弁護士3名に対する委任状であり、受任者である弁護士の事務所の所在地、事務所名及び電話番号と委任者である代表代行の住所が不開示とされている。

上記代表代行の住所については、上記(2)イで述べたとおり、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

上記弁護士の事務所の所在地、事務所名及び電話番号については、同様の情報は、上記(2)イで述べたとおり、事務所の電話番号を含めて本件団体提出の意見書に記載されており、当該意見書が本件観察処分決定に添付されて官報公示され、既に公にされているので、法5条2号イの不開示情報に該当しないものと認められ、開示すべきである。

(5) 文書4-1ないし4-88(証拠書類)について

ア 文書4-1ないし4-86の各証拠書類は、本件団体提出に係る証拠書類であ

り、既に開示されている本件団体提出の証拠説明書に証拠の標目及び証明すべき事実との関係が記載されている。

文書4-87は、公安審査委員会が東京地方裁判所に対し、本件団体代表者の接見等禁止決定の一部解除の職権発動を求めた際の申立書であり、文書4-88は、同地方裁判所が、同人の接見等禁止の一部を解除した際の決定書である。

官報公示された本件観察処分決定には、上記証拠説明書が添付されているが、上記各証拠書類そのものは添付されておらず、各証拠書類の具体的内容自体が明らかにされているとは言えない。

イ 文書4-7ないし4-10は刑事事件の判決書、4-23、4-25及び4-27は不起訴処分告知書、4-24、4-26及び4-28は刑事訴訟における弁護人の意見書、4-87は接見等禁止決定一部解除申立書、4-88は接見等禁止一部解除決定であり、いずれも特定の刑事事件の刑事訴訟手続の過程で作成されたものであり、刑事訴訟法53条の2の規定する訴訟に関する書類に該当するものと認められる。公安審査委員会が保有する上記各文書については、それが写しであっても、あるいは検察官が保有するものではなくとも、法の規定は適用されないものと解されるので、不開示としたのは妥当である。

これに対して、文書4-11及び4-12については、当審査会において見分した結果によれば、刑事事件の判決書そのものではなく、その内容を取りまとめたものと認められるので、法の適用対象となる行政文書と認められる。

その内容は、特定の刑事事件における被告人、その犯行の内容、これを認めた証拠関係等が詳細に記載されており、当該被告人の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。刑事裁判が公開の法廷で行われる趣旨は手続の公正とこれに対する国民の信頼を確保することであり、そこで行われた内容が一般に公にされているものとは言えないことからすると、法5条1号ただし書イには該当せず、当該被告人の氏名が上記証拠説明書の記載で明らかになっている以上、法6条2項による部分開示を行うこともできない。また、本件団体の具体的活動状況を示すものと言うこともできるので、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報にも該当し、不開示としたのは妥当である。

ウ 文書4-16、4-19ないし4-22、4-29ないし4-32、4-36、4-38、4-43、4-49、4-62ないし64及び4-74は、いずれも特定日における特定新聞の新聞記事であり、当審査会において見分した結果によれば、いずれも当該特定日における当該新聞そのものではなく、その記事の一部を抜粋したものである。

これらの新聞記事は、本件団体が、その主張を証明しようとして選択し、公安審査委員会に提出したものであり、各記事に記載されている内容は、本件団体の

活動状況等に関するものであって、官報公示された本件観察処分決定には、本件団体が証明しようとした事実は証拠説明書の記載でそれぞれ明らかにされているが、具体的にどのような記事のどのような内容の部分が証拠とされているかまでは明らかにされていない。

したがって、上記各新聞記事についても、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたのは妥当である。

文書4-44の共同通信ニュース及び文書4-17、4-45、4-51、4-53、4-54及び4-65の各雑誌記事についても、上記各新聞記事と同様の理由により、不開示としたのは妥当である。

エ 文書4-55ないし4-61の各法務委員会会議録については、当審査会において見分した結果によれば、いずれも衆議院及び参議院の各法務委員会会議録そのものであると認められる。衆議院及び参議院の委員会会議録は一定の範囲では販売されているものと認められるが、そのことをもって不特定多数の者に販売する目的として発行されるものとまで言うことはできず、法2条2項1号に該当するとは認められず、諮問庁も行政文書であることを前提としている。

本件観察処分決定に添付されている証拠説明書の記載によれば、団体規制法の立法過程における審議の内容を立証しようとして提出されたものであることが明らかにされているので、具体的にいつの法務委員会の会議録であるかも明らかになっているものと言うことができる上、各法務委員会の会議録はインターネットを通じて公表されているものと認められる。

そうすると、上記各法務委員会会議録については、これを公にしても、本件観察処分決定において明らかにされていない本件団体の活動状況等が更に明らかになるものとは言えず、上記3(2)で述べたような今後の公安審査委員会の審査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも認められない。

したがって、法5条2号イ及び同条6号柱書きのいずれの不開示情報にも該当せず、開示すべきである。

オ 上記イ、ウ及びエで述べた各証拠書類を除いたその他の証拠書類については、当審査会において見分した結果によれば、いずれも本件団体の活動状況等を示すものであり、官報公示された本件観察処分決定においては、その具体的内容まで明らかにされているものとは言えない。

したがって、上記3(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められるので、不開示としたのは妥当である。

6 その他の異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、上記4及び5で各文書について検討した主張の外、上記第2の2

で述べたとおり、本件対象文書について、本件団体のホームページに掲載されているものについては、不開示情報に該当しないこと、破防法関係文書については、本件団体の弁護士編著の書籍に掲載されており、不開示情報に該当しないこと、破防法及び団体規制法に基づく団体規制手続は、国民の基本的な人権に重大な関係を有するものであり、その手続の透明性には特段の配慮が払われなければならない、例え不開示情報が含まれている場合であっても、法7条の公益上の理由による裁量的開示の規定が適用されなければならないことを主張している。

(2) 上記の主張については、諮問庁の説明を聴取した結果によっても、本件団体においては、現在、自ら開設しているウェブサイトにおいて上記破防法又は団体規制法に基づき規制請求の審査の手続に関する文書を掲載しているものとは認められず、過去にその一部が掲載されていたことをもって、諮問庁が本件各決定をする際において、本件対象文書のうち当該部分を開示すべきであったものと認めることはできない。

また、上記の主張については、異議申立人の主張する書籍が存在し、そこに本件対象文書のうち破防法関係文書の一部が掲載されているものと言うことができるが、当該書籍は、本件団体自体の名義ではなく、その代理人たる弁護士によるものである上、その出版時から相当の時間が経過しているものである。

さらに、諮問庁は異議申立人の主張に対して、本件団体のウェブサイトで開催された場合に法5条2号イ該当性を否定する旨の説明をしているが、当審査会において本件対象文書を見分した結果によれば、上記4及び5で法5条2号イに該当するとして不開示としたのは妥当であると判断した部分には、本件団体の活動状況等に関する多種多様な情報が記載されており、それらの情報については、現在における本件団体の状況を考慮しても、なお、これを公にした場合には、現時点においても本件団体に関する多様な評価を招くものと言うことができ、上記3(1)で述べたように、本件団体の正当な利益を害するおそれがないとは言えないものとする。

また、破防法及び団体規制法に基づいて公安審査委員会が公安調査庁長官の請求に理由があるか否かを審査する手続の重要性にかんがみれば、諮問庁の説明するように、同委員会による審査において必要な資料が収集されるようにするため、それに支障を及ぼすおそれを極力排除することには十分な理由があるものと解される。同委員会においてはそのような要請を考慮しつつ、他方で官報に公示することとされている決定にできる限りの情報を盛り込むことで、両者のバランスを取るべきものと解される。

そうすると、インターネットや書籍等で本件対象文書のうち一部の情報が明らかにされていることがあったとしても、同様の情報を公安審査委員会が法の手続によって一般に公にした場合には、同委員会における今後の審査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる場合があるものと言うべきであり、上記4及び5でこのよう

な理由から不開示とした部分については、上記のような異議申立人の主張を考慮したとしても、法5条6号柱書き該当性を否定することはできない。

したがって、上記 及び の異議申立人の主張は採用できない。

- (3) 上記 の主張については、破防法に基づく解散指定処分及び団体規制法に基づく観察処分という団体規制の効果を考慮すると、規制手続の透明性の確保が重要であることは論を待たない。破防法及び団体規制法は、このような団体規制の処分を公安審査委員会が決定するものとし、同委員会は、人格が高潔であって、団体の規制に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員長及び委員をもって組織され（公安審査委員会設置法4条、5条1項）、委員長及び委員は独立してその職権を行う（同法3条）こととされている。同委員会は、上記1で述べた各手続に則って処分請求に理由があるか否かを判断し、その内容は官報に公示される。このように、破防法及び団体規制法は、規制手続の公正及び透明性の確保に十分留意しているものと解される。

他方で、上記4及び5で述べたとおり、本件対象文書のうち当審査会において不開示としたのは妥当であると判断した部分に記載されている情報を公にすれば、本件団体の正当な利益を害するおそれや公安審査委員会の審査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなどを認めることができる。

そうすると、上記のような団体規制手続の内容を見ると、その手続の透明性をより一層確保するために、本件対象文書のうち上記部分に記載されている情報を公にすることによる利益が、これを公にすることによって害される利益を上回るものと言うことはできない。

したがって、法7条を適用して本件対象文書を開示することはしないとした諮問庁の判断に、その裁量権の逸脱又は濫用を認めることはできない。

7 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部又は全部を法5条1号、2号、4号、5号及び6号に該当し、又は法の適用対象でないとして不開示とした本件各決定については、別表1ないし5の4欄に記載した部分は、上記各号のいずれにも該当しないものと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は、上記各号に該当し、又は法の適用対象でないものと認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員

清水湛，饗庭孝典，小早川光郎

別表 5

団体規制法関係文書のうち、公安審査委員会が作成又は取得（公安調査庁提出に係るものを除く。）した下記の各文書。

1 文書番号	2 文書の名称	3 諮問庁の説明する不開示理由	4 開示すべき部分
4 - 1	特定宗教法人作成にかかる「教団運営要綱」	<p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 2	特定宗教法人教総務部作成にかかる1995年7月29日付通達	<p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 3	皇子・正大師・正悟師作成にかかる1996年6月19日付通達	<p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 4	破防法第四回弁明期日調書よりの抜粋	<p>団体に関する情報であり、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 5	「進化 私達の五大政策」と題された小冊子の写し	<p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 6	特定党の党首である特定個人及びその党员らの政見放送のテープ起こし	<p>個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 7	特定事件で殺人幫助罪に問われた特定個人に対する判決	<p>訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。</p>	なし
4 - 8	特定事件で殺人幫助罪及び他の特定事件で殺人予備罪に問われた特定個人に対する判決	<p>訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。</p>	なし
4 - 9	特定事件で殺人予備罪に問われた特定個人に対する判決	<p>訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。</p>	なし
4 - 10	特定事件で殺人予備罪に問われた特定個人に対する判決	<p>訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。</p>	なし

4 - 1 1	特定事件の実行犯たる特定個人に対する判決	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法 5 3 条の 2 により、情報公開法の適用がない。	なし
4 - 1 2	特定事件で殺人幫助罪に問われた特定個人に対する判決	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法 5 3 条の 2 により、情報公開法の適用がない。	なし
4 - 1 3	特定宗教団体作成にかかる誓約書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号に該当する。 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。	なし
4 - 1 4	弁護士作成にかかる陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。	なし
4 - 1 5	弁護士作成にかかる陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法 5 条 1 号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。	なし
4 - 1 6	平成 1 2 年 1 月 7 日付 読賣新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。	なし
4 - 1 7	平成 8 年 1 月 1 日発行の雑誌「月刊現代」1 月号	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。	なし
4 - 1 8	特定個人作成にかかる平成 1 1 年 1 2 月 1 日付「教団正式見解」と題された書面	団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。	なし
4 - 1 9	平成 1 1 年 1 2 月 2 日付毎日新聞・同日付読賣新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。	なし
4 - 2 0	平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日付東京新聞・同日付朝日新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。	なし
4 - 2 1	平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日付朝日新聞・その他同日付新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。	なし

4 - 2 2	平成11年12月3日 付讀賣新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 2 3	特定個人に対する業務上横領被疑事件の不起訴処分告知書	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。	なし
4 - 2 4	特定個人に対する業務上横領被疑事件の弁護人意見書	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。	なし
4 - 2 5	特定個人に対する公務執行妨害被疑事件の不起訴処分告知書	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。	なし
4 - 2 6	特定個人に対する公務執行妨害被疑事件の弁護人意見書	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。	なし
4 - 2 7	特定個人に対する監禁被疑事件の不起訴処分告知書	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。	なし
4 - 2 8	特定個人に対する監禁被疑事件の弁護人意見書	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。	なし
4 - 2 9	平成11年7月22日 付日刊スポーツ新聞・同日付スポーツニッポン・同日付報知新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 3 0	平成11年7月22日 付下野新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 3 1	平成11年3月3日付 日経新聞・同日付産経新聞・同日付報知新聞・同日付日刊スポーツ新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 3 2	平成11年10月25日 付東京新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 3 3	特定宗教地域問題緊急 対策室作成にかかる「申入書ご送付の件」と題された書面及び申入書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし

4 - 3 4	1999年3月24日付特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる申入書	<p>個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。</p> <p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 3 5	1999年4月27日付オウム真理教地域問題緊急対策室作成にかかる申入書	<p>個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。</p> <p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 3 6	平成11年4月27日付読賣新聞・同日付日経新聞・同日付毎日新聞	<p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 3 7	特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる申入書	<p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 3 8	平成11年5月25日付日経新聞	<p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 3 9	特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる申入書	<p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 4 0	特定宗教地域問題緊急対策室作成にかかる「特定宗教の現状と教団を取り巻く諸問題」と題された小冊子	<p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 4 1	特定個人ら作成にかかる「地域住民の皆様へ」と題された書面	<p>個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。</p> <p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし

4 - 4 2	栃木県大田原市議会特定宗教対策特別委員会委員長たる特定個人作成にかかる「現地視察の要請について」と題された書面	団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 4 3	平成11年7月13日付産経新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 4 4	共同通信24時間ニュース(ニフティ)	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 4 5	1999年11月12日発行の雑誌「週間金曜日」	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 4 6	特定宗教地域問題緊急対策室から三和町長に宛てられた手紙	団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 4 7	三和町長から特定宗教地域問題緊急対策室に宛てられた回答書面	団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 4 8	特定個人から三和町民に宛てられた手紙	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 4 9	平成11年2月23日付日経新聞・同日付朝日新聞・同日付毎日新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 5 0	特定個人作成にかかる申入書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし

4 - 5 1	1999年10月1日 発行の雑誌「月刊むすぶ」	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 5 2	本件団体作成にかかる 公安調査庁宛ての請願書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 5 3	1999年7月19日 発行の雑誌「アエラ」	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 5 4	1999年8月発行の 雑誌「噂の真相」8月号	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 5 5	衆議院法務委員会議録 第1号	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	全部
4 - 5 6	衆議院法務委員会議録 第2号	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	全部
4 - 5 7	衆議院法務委員会議録 第5号	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	全部
4 - 5 8	衆議院法務委員会議録 第6号	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	全部
4 - 5 9	参議院法務委員会議録 第6号	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	全部
4 - 6 0	参議院法務委員会議録 第7号	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	全部
4 - 6 1	参議院法務委員会議録 第8号	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	全部
4 - 6 2	平成11年11月16日 付東京新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし

4 - 6 3	平成11年11月10日付朝日新聞夕刊	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 6 4	平成11年11月1日付朝日新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 6 5	国際人権（自由権）規約委員会による「最終見解」（雑誌「自由と正義」Vol.50）	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 6 6	特定個人作成にかかる「教義に関する説明書」と題された書面	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 6 7	特定個人作成にかかる陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 6 8	特定個人作成にかかる陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 6 9	特定個人作成にかかる陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 7 0	特定個人作成にかかる陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 7 1	特定個人作成にかかる陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし

4 - 7 2	特定個人作成にかかる 陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 7 3	特定個人作成にかかる 陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 7 4	2000年1月19日 付朝日新聞	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 7 5	2000年1月19日 発行の「許すな！団体規制法（第二破防法）思想・言論・結社の自由の侵害に反対する」と題された小冊子	公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 7 6	特定個人作成にかかる 陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 7 7	特定個人作成にかかる 陳述書	個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 7 8	破防法団体規制処分請求事件の第4回弁明期日 調査抜粋	団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし
4 - 7 9	特定宗教団体入会申込書の雛形	団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。 公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。	なし

4 - 8 0	特定個人外123名作成にかかる誓約書	<p>個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。</p> <p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 8 1	特定宗教法人破産管財人作成にかかる司法記者クラブ報道各社宛てのFAX送信紙及び本件団体作成にかかる「教団財産の処理について」と題された書面	<p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 8 2	特定個人作成にかかる陳述書	<p>個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 8 3	特定個人作成にかかる陳述書	<p>個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 8 4	特定個人作成にかかる宗教団体アレフの規約案	<p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 8 5	特定個人作成にかかる特定宗教団体の綱領案	<p>団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 8 6	特定個人作成にかかる陳述書	<p>個人に関する情報であって、個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当する。</p> <p>公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与え、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。</p>	なし
4 - 8 7	接見等禁止決定一部解除申立書	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。	なし
4 - 8 8	接見等禁止一部解除決定	訴訟に関する書類であって、刑事訴訟法53条の2により、情報公開法の適用がない。	なし